

道路台帳作成要領

併録

「道路台帳平面図等の電子納品の手引（平成24年4月）」

平成31年3月

東京都建設局道路管理部

はじめに

道路台帳は、道路法第 28 条の規定に基づき道路管理者が調製、保管するもので、道路区域の境界線や道路施設の現況、ライフラインの状況等、道路管理の基本的事項を把握した、欠かすことのできない資料です。

本要領は、都の道路台帳の作成・補正に関する、様々な技術や知識を集約整理したもので、日頃の道路管理に留まらず、無電柱化等各種事業の円滑化に資する道路台帳の整備を目的としています。

今回の改定は、本要領策定以来の大規模なものであり、最新の測量技術や法令の反映、道路台帳電子化への対応のほか、全面的な構成の見直しや記述の整理により、情報の検索性に優れた、より明確な内容となりました。

皆様には本要領をご活用いただき、引き続き道路台帳の整備促進にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成 31 年 3 月

東京都建設局道路管理部長

杉崎 智恵子

目 次

第1章 道路台帳の制度

第1節 道路台帳の位置付け

- 1. 道路台帳の意義 1
- 2. 道路台帳の法的性格 1

第2節 東京都の道路台帳

- 1. 道路台帳の種類 1
- 2. 道路台帳の変遷
 - 2-1 旧道路法下での整備 2
 - 2-2 新道路法下での整備 2
 - 2-3 利活用の高度化 2

第3節 道路台帳の利用

- 1. 概説 4
- 2. 道路統計
 - 2-1 概説 5
 - 2-2 東京都道路現況調査 5
 - 2-3 道路施設現況調査 5

第4節 道路の建設と道路台帳

- 1. 事業施行に伴う道路台帳の引継 6
- 2. 移管に伴う引継図書の作成 6

第5節 道路法制と都道の変遷

- 1. 道路法以前の道路法制 7
- 2. 旧道路法と都道の変遷 7
- 3. 新道路法と都道の変遷 8
- 4. 立体道路制度の創設 10

第6節 道路台帳と都道の管理

- 1. 道路の種類 11
- 2. 路線の認定・区域決定・供用開始
 - 2-1 路線の認定（指定）と道路管理者 11
 - 2-2 道路区域の決定（変更） 11
 - 2-3 供用の開始 12
- 3. 都道の種類 12
- 4. 通称道路名 12
- 5. 道路の権原
 - 5-1 権原の取得 13
 - 5-2 道路敷地等の帰属 13
 - 5-3 不用物件 13
 - 5-4 敷地民有地 14
- 6. 道路管理協定
 - 6-1 境界地の道路の管理 14
 - 6-2 都道と高速道路との区域が重複する部分の管理 15

第7節 公物管理権と土地所有権

- 1. 公物管理権の範囲 15
- 2. 土地所有権の範囲 15
- 3. 道路区域と境界 15

第2章 道路台帳作成の基本

第1節 道路台帳の構成内容

- 1. 東京都の道路台帳の構成内容 16
- 2. 道路台帳図面の区画及び番号 17

第2節 道路台帳と公共測量

- 1. 公共測量と測量法 19
- 2. 測量法及び道路法に基づく他人の土地の立入等
 - 2-1 測量法の規定 19
 - 2-2 道路法の規定 19

第3節 基準点測量（基準点測量・水準測量）

- 1. 道路台帳測量の基準点
 - 1-1 東京都道公共基準点 21
 - 1-2 公共基準点の成果改定 21
 - 1-3 基準点測量の規程等 22
- 2. 標識の設置 22
- 3. 垂直方向の基準 22

第4節 道路の構成（概説） 23

第3章 道路台帳平面図及び調書の作成・補正

第1節 道路台帳平面図の作成・補正

- 1. 概説 24
- 2. 平面測量の範囲及び主な対象物 24
- 3. 道路を構成する要素 25
- 4. 道路幅員の記入 27
- 5. 街区符号等の記入 29
- 6. 成果品 29

第2節 道路台帳調書の作成・補正

- 1. 概説 30
- 2. 集計区間等の分類 30
- 3. 数値の計測
 - 3-1 求積図の作成 31
 - 3-2 各種数値の測定方法 33
 - 3-3 平面交差における道路中心線の設定 33
 - 3-4 平面交差等における延長・面積の計上 34
- 4. 実延長面積調書の作成 37
- 5. 歩道幅員別調書の作成 37
- 6. 法定調書について 39
- 7. 成果品 39

第3節 縦断測量 39

第4節 横断測量 40

第4章 地下埋設物台帳平面図及び調書の作成・補正

第1節 地下埋設物台帳平面図及び調書の作成・補正

- 1. 概説 41
- 2. 占用物件等の記載 41

3. 地下埋設物横断測量	42
4. 調書の作成	42
5. 成果品	42
第2節 試験掘成果による図化作業	43
第3節 残置物件に係るしゅん功図及び調書の作成	43

第5章 道路敷地構成図の作成・補正

第1節 道路敷地構成図の作成・補正	
1. 概説	44
2. 関係資料の調査収集	
2-1 調査収集を行う資料	45
2-2 収集資料の整理	45
3. 道路区域の検討	
3-1 現地調査	45
3-2 丈量図等の資料がない場合の検討	46
3-3 道路区域の検討	46
3-4 道路区域等の確認立会	47
4. 境界点測量	48
5. 基準点・境界点の写真撮影	49
6. 図化作業	49
7. 調書の作成	
7-1 概説	49
7-2 敷地構成所有者別調書	49
7-3 境界標調書	50
7-4 未分筆調書	50
7-5 基準点成果表	50
8. 成果品	51
第2節 道路区域調査図からの道路敷地構成図作成	
1. 概説	51
2. 道路区域調査図作成の概要	
2-1 作業	51
2-2 成果品	52
3. 道路区域調査図からの道路敷地構成図作成	52

資料編

資料1 主な資料の種類と保管場所	
1. 道路の告示関係	55
1-1 丈量図の取扱い	56
2. 赤図・青図	56
3. 道路台帳関係	57
4. 土地境界確定関係	58
5. 土地区画整理・埋立関係	59
5-1 換地確定図の取扱い	60
6. 道路の新設・改築等の事業関係	61
7. 土地登記関係	62
7-1 地図（公図）の取扱い	63

8. 地籍地図	63
資料2 道路台帳関係の法令・要綱等	
1. 道路法関係	
1-1 道路法	65
1-2 道路法施行法	70
1-3 道路法施行令	70
1-4 道路法施行規則	71
1-5 道路法施行規則の改正について	78
1-6 道路法等の一部を改正する法律等の施行について	82
2. 道路構造関係	
2-1 道路構造令	82
2-2 道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について	83
3. 測量法関係	
3-1 測量法	84
3-2 測量法施行規則	85
4. 公有財産関係	
4-1 不動産の表示に関する登記に係る建設省所管国有財産の取扱いについて（回答）	86
4-2 不動産の表示に関する登記に係る建設省所管国有財産の取扱いについて（依頼）	86
4-3 東京都公有財産規則	87
4-4 建設局所管公有財産管理要綱	87
5. その他の通達等	
5-1 道路工事に伴う道路の現況に関する資料の整備について	88
5-2 地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制およびこれによる事故の防止に関する対策要綱	88
5-3 地下埋設工事等による道路の掘り返しの規制およびこれによる事故の防止に関する対策要綱について	88
5-4 道路台帳整備のための費目区分について	89
5-5 道路台帳への主要な占用物件の記載について	89
6. その他申合せ等	
6-1 旧道路法に関する合意事項	89
6-2 都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱	90
6-3 地域内道路化した都道の市町村への移管促進について	90
資料3 道路台帳作成例	
1. 道路台帳平面図	91
2. 地下埋設物台帳平面図	93
3. 道路敷地構成図	95
4. 道路台帳縦断面図	97
5. 道路台帳横断面図	99
6. 地下埋設物横断面図	101
7. 求積図	103
8. 実延長面積調書	105
9. 歩道幅員別調書	113
10. 地下埋設物台帳調書	117
道路台帳平面図等の電子納品の手引（平成24年4月）	121

第 1 章 道路台帳の制度

第 1 節 道路台帳の位置付け

1. 道路台帳の意義

道路管理者が道路管理を円滑に行うためには、道路区域の境界線、道路施設の現況、占用物件、沿道の状況等基礎的事項の把握が不可欠である。また、道路に隣接する土地の所有者のためにも、道路法が及ぶ領域を明確にしておく必要がある。道路台帳制度はこのような趣旨で設けられた。

道路台帳は、道路に関する基本的事項を一定の様式に集約したもので、道路管理行政における重要な基本台帳であり、道路法第 28 条^{資料編 p.67} 及び同法施行規則第 4 条の 2^{資料編 p.71} により、路線の認定（指定）及び道路区域決定（変更）の公示、供用開始の公示に基づき調製、補正を行うとしている。

2. 道路台帳の法的性格

道路台帳は、道路管理権に基づき調製されるものであり、以下のような法的性格を持つ。

- (1) 道路台帳の調製及び保管は、道路管理者が自ら「管理する道路」について行うが、この権限は道路管理者固有のものであり、権限代行の対象とされていない。
- (2) 道路台帳の調製（補正）及び保管は、道路管理者の義務である。また、調製すべき道路台帳は 1 個であり、これを正本とし、その記載事項を以て道路管理者の有権的な表示とされる。
- (3) 道路台帳の記載事項は道路法施行規則により、全国統一的に規定されている。
- (4) 道路管理者は、道路台帳の閲覧を拒否できない。道路法が及ぶ領域には、私権の制限（道路法第 4 条^{資料編 p.65}）が行われ、私法上の法律関係が原則的に排除され、また、道路の使用（第 46 条^{資料編 p.68}、第 47 条^{資料編 p.68}）、道路への侵害行為（第 43 条^{資料編 p.67}、第 71 条^{資料編 p.69}）、沿道区域（第 44 条^{資料編 p.67}）等様々な道路法上の規制が行われる。これらに対し私人が救済手段等の措置を講ずるにあたり、道路台帳の内容を確認する必要がある場合のため、閲覧する権利が保障されている。

道路台帳は、地方自治法に基づき財産管理上の要請から整備される財産台帳とは全く別個のものであり、財産台帳をもって道路台帳に代えることはできない。但し、都では「建設局所管公有財産管理要綱」^{資料編 p.87} により、都道敷地に関する財産台帳に準ずる役割を持たせている。

第 2 節 東京都の道路台帳

1. 道路台帳の種類

都の道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図の 3 種類の基本図面とそれぞれの調書によって組成されている。

表 1-1 都の道路台帳の基本図面

名称	概要
道路台帳平面図	道路区域の境界線（道路区域線）、道路区域幅員、道路及び沿道の地形、地物を表示し、道路現況を把握している図面
地下埋設物台帳平面図	各占有者その他の主要な埋設物を占有者別の色で線引きを行い、道路境界線等から占有物件までの距離（OF）、路面から占有物件の中心上端までの深さ（土被り DP）、形状、埋設年次等の状況を把握している図面
道路敷地構成図	道路を構成する敷地（筆界線を記入）を、地番別、所有者別に把握し、また、道路の区域（境界）に設置されている鉄筋コンクリート標杭等に実測による座標値を与え、基準点及び境界点の成果を記した図面

2. 道路台帳の変遷

2-1 旧道路法下での整備

東京府及び東京市は、旧道路法の規定に基づき、大正 11 年度（1922 年度）から昭和 17 年度（1942 年度）にかけ、直轄で道路台帳測量を実施した。東京市の旧市域（15 区）（縮尺 600 分の 1）は昭和 7 年（1932 年）に完成し、新市域（20 区）（縮尺 500 分の 1）は昭和 9 年（1934 年）から着手したが、第二次世界大戦により中断し完成に至らなかった。東京府郡部（荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、北多摩、南多摩、西多摩の各郡）の府県道（縮尺 1,200 分の 1）は、現地に境界杭を設置した上で道路台帳平面図に道路境界点及び道路区域線を記入し、ほとんどの地域で完成した。

2-2 新道路法下での整備

昭和 27 年（1952 年）、大幅に改正された新道路法が施行された。都では新道路法の規定に基づき、昭和 31 年（1956 年）から道路台帳の整備を開始した。測量業務は当初、直轄施行であったが、後に委託施行に切り換えられた。昭和 47 年度（1972 年度）末で、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及びそれぞれの調書は概ね完成し、以降は道路区域決定（変更）、補修工事等があった場合の補正に重点を移している。また、昭和 49 年度（1974 年度）には、道路敷地構成図の調製に着手した。

2-3 利活用の高度化

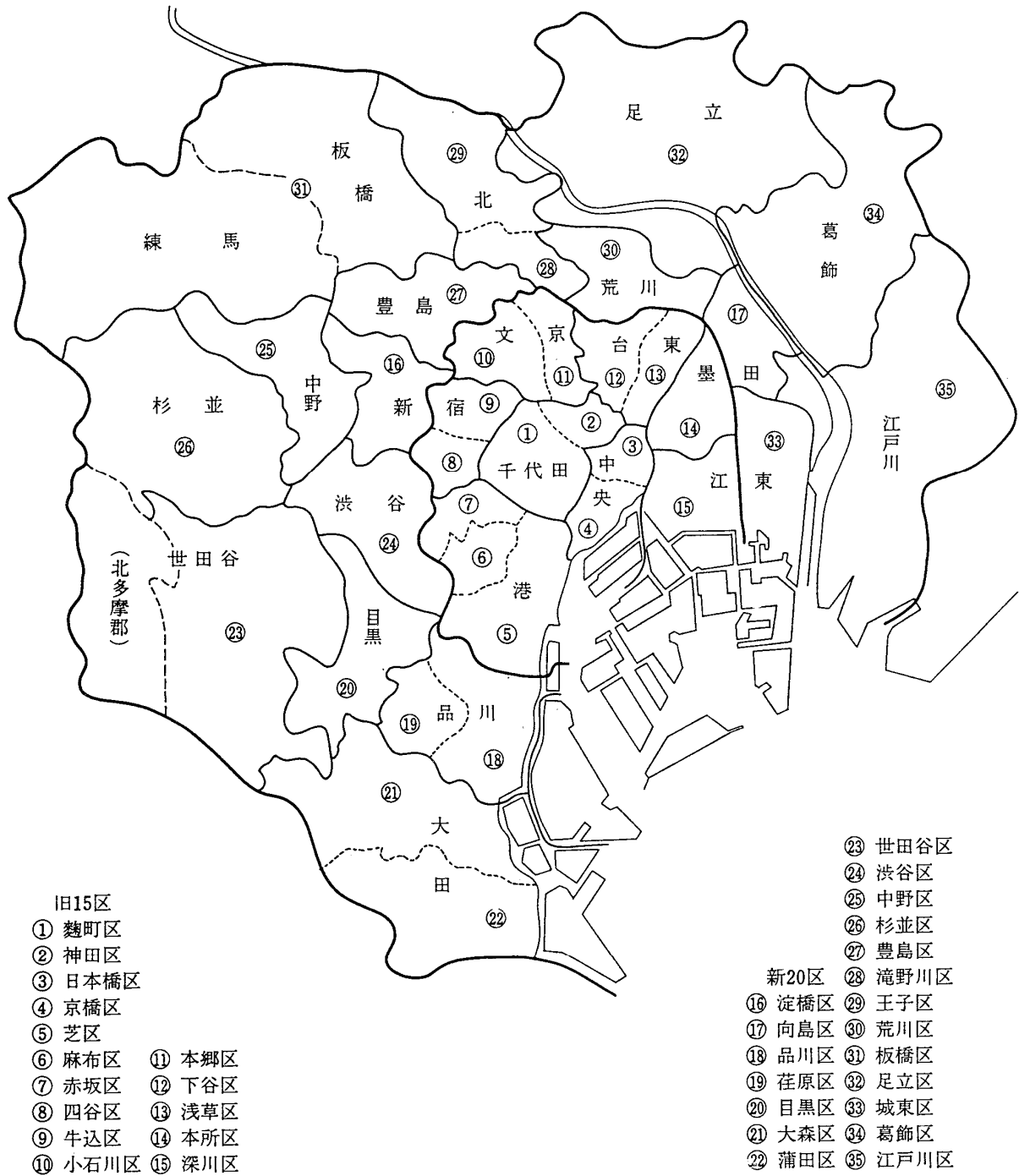
都民ニーズに対応するため、都では平成 9 年（1997 年）10 月に「道路台帳閲覧複写取扱要綱」（道路管理部）を定め、これに基づく道路台帳の複写サービスを開始した。

その後、大版図面の取扱いや保存等の問題や電算技術の進展を背景に、平成 18 年度（2006 年度）から道路台帳電子化の検討に着手した。順次、システム構築、仕様の整備、道路台帳平面図の電子化（CAD 化）等を進め、条件が整ったことから、平成 23 年度（2011 年度）から「道路台帳業務支援システム」（みちきゃどくん）として本格運用を行っている。

表 1-2 旧東京市 35 区の変遷

明 22.5.1 (1889)	昭 7.10.1 (1932)	昭 22.3.15 (1947)	昭 22.8.15 (1947)	成立前の旧町村
麹町区		千代田区		
神田区				
日本橋区				
京橋区		中央区		
芝区				
麻布区		港区		
赤坂区				
四谷区				
牛込区		新宿区		
-	淀橋区		大久保、戸塚、落合、淀橋の 4 町	
小石川区		文京区		
本郷区				
下谷区		台東区		
浅草区				
本所区		墨田区		
-	向島区	吾嬬、隅田、寺島の 3 町		
-	品川区	品川区	品川、大崎、大井の 3 町	
-	荏原区		荏原町	
-	目黒区	目黒区	目黒、碑衾の 2 町	
-	大森区	大田区	馬込、東調布、池上、入新井、大森の 5 町	
-	蒲田区		矢口、蒲田、六郷、羽田の 4 町	
-	世田谷区	世田谷区	世田谷、駒沢の 2 町と松沢、玉川の 2 村 後に千歳、砧の 2 村を編入（昭 11）	
-	渋谷区	渋谷区	渋谷、千駄ヶ谷、代々幡の 3 町	
-	中野区	中野区	中野、野方の 2 町	
-	杉並区	杉並区	杉並、和田堀、井荻、高井戸の 4 町	
-	豊島区	豊島区	巣鴨、西巣鴨、高田、長崎の 4 町	
-	滝野川区	北区	滝野川町	
-	王子区		王子、岩淵の 2 町	
-	荒川区	荒川区	南千住、三河島、尾久、日暮里の 4 町	
-	板橋区	板橋区	板橋区	板橋、練馬の 2 町と上板橋、志、赤塚、上練馬、中新井、石神井、大泉の 7 村
-			練馬区	
-	足立区	足立区	千住、西新井、梅島の 3 町と江北、舎人、淵江、伊興、東淵江、綾瀬、花畑の 7 村	
深川区	城東区	江東区		亀戸、大島、砂の 3 町
-				
-	葛飾区	葛飾区	新宿、金、奥戸、南綾瀬、立石の 5 町と水元、亀青の 3 村	
-	江戸川区	江戸川区	小松川、小岩の 2 町と葛西、松江、瑞江、鹿本、篠崎の 5 村	
15 区 (行政区)	35 区 (制限自治区)	22 区 (特別区)	23 区 (特別区)	

図 1-1 旧東京市 35 区の区域



第3節 道路台帳の利用

1. 概説

道路は、社会生活の基礎として機能する重要な社会資本であり、道路台帳はその道路を管理するための基礎資料としてなくてはならないものである。また、道路台帳をもとに集計された統計数値

は、地方交付税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税等の算定基礎数値となるばかりでなく、道路整備に関する基礎資料として、その利用範囲は多岐にわたっている。主な事項を以下に示す。

- (1) 道路区域線の確認及び保全、復元等
- (2) 道路区域証明及び幅員証明
- (3) 土地の境界確認、確定事務
- (4) 地下埋設物に係わる事故の防止と占用関係事務
- (5) 沿道関係者の土地利用計画、財産保全等
- (6) 敷地の管理、処分、適正化
- (7) 道路の統計関係
- (8) 都市計画、道路の整備計画等
- (9) 道路の維持、修繕、工事の設計・しゅん功図等
- (10) 路線の再編成、区域決定（変更）、供用開始等
- (11) その他道路の管理

2. 道路統計

2-1 概説

道路の統計数値は道路法による道路について道路台帳により把握し、集計されたものである。統計数値は道路管理者が道路法第 76 条^{資料編 p.69}及び同法施行規則第 9 条^{資料編 p.72}に基づき報告する道路整備計画に関する基礎資料や予算見積における基礎数値、下記の統計書等に利用されている。

- (1) 東京都道路現況調書（東京都建設局道路管理部）
- (2) 東京都統計年鑑（東京都総務局統計部）
- (3) 道路統計年報（国土交通省道路局）

2-2 東京都道路現況調査

道路整備計画の立案、策定及び道路管理に関する基礎資料を得ることを目的とする。毎年 4 月 1 日現在の都内における道路の現況について管理者別、行政別、路線別に延長、面積を調査集計し、「東京都道路現況調書」（通称「緑本」）に取り纏め発行している。

調査表（道路現況調査表）の修正は、道路台帳調書の補正時にあわせて行う。

2-3 道路施設現況調査

道路法第 77 条^{資料編 p.69}に基づく法定調査で、毎年 4 月 1 日現在の全国の道路の現況把握を目的とする。本調査は、国土交通省が各都道府県及び政令指定市等へ調査依頼するもので、都においては道路管理部が窓口となり、管内各道路管理者への依頼と調査表（道路現況台帳）の取り纏めを行っている。国土交通省で集計した最終数値は、「道路統計年報」等により公表される。

調査表（道路施設現況台帳）の修正は、道路台帳調書の補正時にあわせて行う。

第4節 道路の建設と道路台帳

1. 事業施行に伴う道路台帳の引継

道路整備や土地区画整理等の事業施行者は、しゅん功後速やかに道路台帳を調製、補正し管理部門に引継ぐ。道路台帳は事業の成果を集約する最終的な管理図であり、記載事項は正確でなければならないため、用地測量からしゅん功までの過程で十分な配慮、措置が必要である。

- (1) 用地測量の範囲は、片側拡幅の場合でも在来道路の全区域とする。また、敷地の詳細な分析を行い境界を明確にしておく。成果の精度を保つため境界点、基準点の維持保全に努める。
- (2) 供用開始を行うために権原は完全に取得し、取得した土地については分筆登記を行う。その際、地目は「公衆用道路」とする。
- (3) 用地買収により権原を取得した場合、土地境界と道路区域は一致する。この場合、境界標は道路区域と一致させ、埋標する。
- (4) 区域変更（決定）、供用開始の告示手続、しゅん功道路の引継、道路台帳の作成等を円滑に行うため、事業施行者は管理部門と緊密な調整を行う必要がある。

事業施行に伴う道路台帳の引継については、「都道に関する事業の施行に伴う区域決定等の事務手続要綱」第13条及び「同実施細則」第8資料編 p.90に基づき、当該事業の施行者が道路台帳を調製（補正）し、しゅん功図書の一つとして引継ぐ。この要綱の適用並びに準用を事業別に区分すると、主に表1-3のとおりとなる。

表 1-3 要綱の適用、準用

要綱を適用するもの		
建設局	道路管理部関係	交通安全施設事業ほか（新設又は改築に関する事業）
	道路建設部関係	単独立体交差事業、連続立体交差事業、関連街路事業、街路整備事業、道路整備事業、橋りょう整備事業ほか
協議により準用するもの		
都市整備局	市街地整備部関係	土地区画整理事業（区市町村含む）、市街地再開発事業、駅前広場整備事業ほか
	住宅関係	都営住宅建設事業、公営住宅建設事業
港湾局		埋立事業

2. 移管に伴う引継図書の作成

幹線道路網を構成する道路がその機能を失い、主に地域内移動のために利用される道路に性格を変えた都道において、都区及び都市町村協議会の合意に基づき移管対象路線の区市町村移管を推進している。また、その他の路線についても個別協議により移管を進めている。

移管は双方の合意を伴うため、関係区市町村との十分な協議が必要である。都道新設に伴い地域内道路化する都道区間については、道路建設部が市町村との協議及び測量図書の整備を行う旨、「地域内道路化した都道の市町村への移管促進について」資料編 p.90により申し合わせがされている。

第5節 道路法制と都道の変遷

1. 道路法以前の道路法制

日本の実質的な最初の道路法制は、明治6年（1873年）の「河港道路修築規則」と言われる。本規則は幾度かの改定を経ながら、道路法施行まで存続した。明治時代の道路法制を表1-4に示す。

表1-4 明治時代の道路法制

明治6年8月2日 (1873年)	河港道路修築規制（大蔵省達番外） ・ 全国的な大幹線を「一等道路」、他を「二等道路」「三等道路」に分類
明治9年6月8日 (1876年)	道路ノ等級ヲ廢シ國道縣道里道ヲ定ム（太政官達第60号） ・ 道路を国道、県道、里道の3種類とし、それぞれ一等から三等に区分 ・ 国道の道幅は一等7間、二等6間、三等5間、県道は4間～5間 ・ 里道の道幅は「一定スルヲ要セス」とした
明治18年1月6日 (1885年)	國道ノ等級ヲ廢シ其幅員ヲ定ム（太政官布達第1号） ・ 国道の等級の廃止、幅員の改正（総幅員7間以上）

2. 旧道路法と都道の変遷

大正9年（1920年）4月1日、初の体系的な基本法である道路法（旧道路法、旧法）が施行された。本法において道路は「国の営造物」であり、「国道」「府県道」「市道」及び「町村道」の4種類（郡制廃止に伴う大正11年（1922年）3月の道路法改正まで「郡道」を入れて5種類）に区分され、それぞれ等級付けがされた。また、道路を東京を中心とした放射状に考えていた。

旧道路法施行により、東京府、東京市でも府県道及び市道の路線認定と供用開始が一斉に行われ、他の市町村も同様に行った。この時に認定されなかったものがいわゆる里道（赤道）で、現在法定外道路と呼ばれるものである。旧道路法時代の主な告示等を表1-5に示す。

表1-5 旧道路法時代の主な道路関係告示等（1/2）

大正9年4月1日 (1920年) (公布は大正8年4月11日)	道路法（旧法）施行		
	・ 府県道、市道、その他道路の認定と供用開始を一斉に実施		
	道路法（旧法）	法律 第58号	
1. 旧国道			
大正9年4月1日 (1920年)	認定	内務省告示 第28号	37路線
	供用開始	東京府告示 第163号	東京市域（15区）除く
東京市告示 第54号の2		東京市域（15区）	
2. 旧府県道			
大正9年4月1日 (1920年)	認定	東京府告示 第162号	209路線
	供用開始	東京府告示 第163号	東京市域（15区）除く
東京市告示 第54号の2		東京市域（15区）	
3. 旧市道			
大正9年4月1日 (1920年)	認定	東京市告示 第54号	東京市域（旧15区）
	供用開始	東京市告示 第54号の2	

表 1-5 旧道路法時代の主な道路関係告示等 (2/2)

昭和 7 年 8 月 25 日 (1932 年)	道路台帳の完成 ・ 旧 15 区の道路台帳が完成、区域未決定の路線は道路台帳のとおり区域決定	
	道路区域の決定	東京府告示 第 313 号
	道路台帳の完成	東京府告示 第 314 号
昭和 7 年 10 月 1 日 (1932 年) (告示は同年 5 月 24 日)	東京市域拡大 ・ 5 郡 82 町村を編入、東京市は 35 区に拡大 ・ 旧町村道は行政区域変更に伴うものとし道路法の手続きを経ず市道に	
	町村の編入	東京府告示 第 310 号
	区の設定	東京府告示 第 311 号
昭和 11 年 10 月 1 日 (1936 年) (告示は同年 9 月 30 日)	千歳村、砧村の編入 ・ 従前の村道は市道に	
	世田谷区への編入	東京府告示 第 611 号
	千歳村、砧村廃止	東京府告示 第 612 号

4. 都道

昭和 18 年 7 月 1 日 (1943 年) (公布は同年 6 月 18 日)	東京都制施行 ・ 旧府県道と旧市道は都の管理に ・ 道路法上「都道」がないため、都知事の管理下に府県道と市道が混在	
	東京都制	法律 第 89 号
		勅令 第 53 号

3. 新道路法と都道の変遷

昭和 27 年 (1952 年) 12 月 5 日に現行の道路法 (新道路法、新法) が施行された。本法では、国道を「国の営造物」、都道府県道以下の地方道を「当該普通地方公共団体の営造物」とし、各道路は同等と位置付けられた。道路は相互に連携し、網を構成して機能を発揮すべきものとした。

新道路法施行により、正式に都道が法定された。この際、道路法施行法に基づく経過措置で、旧道路法で認定された道路は新たな認定手続きを経ずに、新道路法上の種別に対応する道路として認定されたものとみなされた。これにより旧府県道は道路法第 7 条^{資料編 p.65}、旧市道は第 89 条^{資料編 p.69} 該当の都道となった。新法施行後の主な告示を表 1-6 に示す。

表 1-6 新道路法施行後の主な道路関係告示等 (1/3)

昭和 27 年 12 月 5 日 (1952 年) (公布は同年 6 月 16 日)	道路法 (新法) 施行 ・ 旧法の道路は認定手続きを経ず新法で認定されたと見なされる ・ 旧府県道は道路法第 7 条、旧市道は第 89 条該当の都道に移行	
	道路法 (新法)	法律 第 180 号
	道路法施行法	法律 第 181 号
昭和 28 年 3 月 31 日 (1953 年)	都道移管 (第 1 回) ・ 新道路法施行、特別区制度発足等を受けての特別区への移管 ・ 第 89 条該当の都道の一部を廃止、翌日付で各特別区が区道認定	
	路線廃止	東京都告示 第 242 号
昭和 29 年 1 月 20 日 (1954 年)	主要地方道指定 (第 1 回) ・ 新道路法の規定に基づく主要地方道の指定	
	主要地方道指定	建設省告示 第 16 号

表 1-6 新道路法施行後の主な道路関係告示等 (2/3)

昭和 30 年 12 月 15 日 (1955 年)	都道再編成 (第 1 回) ・ 主要地方道指定に係る都道の認定と重複する路線の廃止		
	認定	東京都告示 第 1058 号	43 路線 (主要地方道)
	区域決定	東京都告示 第 1059 号	供用開始の告示は省略
	路線廃止	東京都告示 第 1060 号	
昭和 36 年 3 月 15 日 (1961 年)	都道再編成 (第 2 回) ・ 主要地方道以外の都道の認定と重複する路線の廃止		
	認定	東京都告示 第 231 号	127 路線 (7 条路線)
	区域決定	東京都告示 第 232 号	
	供用開始	東京都告示 第 233 号	
	認定	東京都告示 第 234 号	158 路線 (89 条路線)
	区域決定	東京都告示 第 235 号	
	供用開始	東京都告示 第 236 号	
路線廃止	東京都告示 第 237 号		
昭和 36 年 3 月 31 日 (1961 年)	都道移管 (第 2 回) ・ 第 89 条該当の都道の一部を廃止、翌日付で各特別区が区道認定 ・ 都が駐車場法で路上駐車場を整備した都心部は、多くの狭あい道路が残存		
	路線廃止	東京都告示 第 345 号	
昭和 39 年 12 月 28 日 (1964 年)	主要地方道指定 (第 2 回)		
	主要地方道指定	建設省告示 第 3620 号	
昭和 40 年 3 月 31 日 (1965 年)	都道移管 (第 3 回) ・ 特別区の自治権拡大を受け、都は都道として存置すべき道路の基準を定義 ・ 移管すべき第 89 条該当の都道を廃止し、翌日付で各特別区が区道認定 ・ この移管を契機に、路線名を地名とするとともに整理番号を系統的に類別		
	路線廃止	東京都告示 第 266 号	区移管路線の廃止
昭和 40 年 4 月 1 日 (1965 年)	都道再編成 (第 3 回) ・ 主要地方道に指定された路線を除く特例都道の認定、重複する路線の廃止		
	認定	東京都告示 第 287 号	77 路線 (89 条路線)
	区域決定	東京都告示 第 288 号	
	供用開始	東京都告示 第 289 号	
路線廃止	東京都告示 第 290 号		
昭和 40 年 10 月 9 日 (1965 年)	・ 主要地方道の指定に係る特例都道の認定及び重複する路線の廃止		
	認定	東京都告示 第 951 号	9 路線 (89 条路線) 主要地方道
	区域決定	東京都告示 第 952 号	
	供用開始	東京都告示 第 953 号	
	路線廃止	東京都告示 第 954 号	
路線廃止	東京都告示 第 956 号		
昭和 41 年 4 月 1 日 (1966 年)	・ 一般都道の再編成 (認定、廃止、路線名の変更等) ・ 他県との協議、建設大臣の認可等の都合から特例都道が先行 ・ 新道路法施行後の大規模な都道の移管、再編成が概ね完了		
	認定	東京都告示 第 253 号	8 路線 (7 条路線)
	区域決定	東京都告示 第 254 号	
	供用開始	東京都告示 第 255 号	
路線廃止	東京都告示 第 256 号		

表 1-6 新道路法施行後の主な道路関係告示等 (3/3)

昭和 46 年 6 月 26 日 (1971 年)	主要地方道指定 (第 3 回)		
	主要地方道指定	建設省告示 第 1069 号	
昭和 48 年 12 月 4 日 (1973 年)	都道再編成 (第 4 回)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定路線に係る所定の改定 (地名変更等に伴う路線名、起終点名の変更) ・ 路線の再編成 ・ 新認定路線と重複する路線の廃止は、新認定路線の区域決定時に実施 		
	路線名等変更	東京都告示 第 1282 号	4 路線
	認定	東京都告示 第 1283 号	15 路線 (7 条路線)
昭和 51 年 4 月 1 日 (1976 年)	主要地方道指定 (第 4 回)		
	主要地方道指定	建設省告示 第 694 号	
昭和 51 年 7 月 8 日 (1976 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定路線に係る所定の改定 (地名変更等に伴う路線名、起終点名の変更) 		
	路線名等変更	東京都告示 第 666 号	4 路線 (7 条路線)
	路線名等変更	東京都告示 第 667 号	2 路線 (89 条路線)
昭和 57 年 4 月 1 日 (1982 年)	主要地方道指定 (第 5 回)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定路線に係る所定の改定 (地名変更等に伴う路線名、起終点名の変更) ・ 路線の再編成及び重複する路線の廃止 		
	主要地方道指定	建設省告示 第 694 号	
	路線名等変更	東京都告示 第 373 号	
昭和 58 年 3 月 31 日 (1983 年)	認定	東京都告示 第 322 号	路線再編成 (7 条路線)
	認定	東京都告示 第 323 号	路線再編成
	路線廃止	東京都告示 第 332 号	
	都道移管 (第 4 回)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都区間の事務配分等に関する都区検討委員会の基本的合意に基づく移管 ・ 協議の整った都道路線を廃止、翌日付で各特別区が区道 認定 		
	区域変更	東京都告示 第 327 号	区移管路線の部分廃止
	路線廃止	東京都告示 第 333 号	区移管路線の廃止

区部の都道は引続き、都区間で協議が整った路線から順次移管が行われている。

一方、多摩部の都道は、個別の路線毎に協議し移管が行われてきたが、平成 9 年 (1997 年) 2 月の都市町村協議会で「東京都行政改革大綱に係わる市町村との協議事項」の一つとして、都市計画道路等の整備に伴い地域内道路へと性格が変化した都道について、市町村へ移管することで合意した。平成 10 年度 (1998 年度) から箇所毎に市町村と協議し、順次移管が進められている。

4. 立体道路制度の創設

道路用地の取得が困難な市街地における幹線道路の整備推進のため、道路と建物等を一体的に整備することを目的に創設されたもので、道路法等の一部を改正する法律及び関連法令が平成元年 (1989 年) 11 月 22 日に施行された (道路法第 47 条の 7 資料編 p.68 ほか)。本制度に係る道路台帳の記載については、道路法施行規則第 4 条の 2 資料編 p.71 のほか、「道路法等の一部を改正する法律等の施行について」 (建設省道路局路政課長通知) 資料編 p.82 による。

第6節 道路台帳と都道の管理

1. 道路の種類

一般に、公衆の通行の用に供される道路には、道路法によるもののほか、港湾法によるもの、里道（赤道）、区市町村管理通路を含む私道など、様々なものがある。また、建築基準法上では、公道、私道にかかわらず、同法の要件を満たす全ての道を道路（建築基準法上の道路）として扱う。

この中で、道路法上の道路とは、国又は地方公共団体が道路管理者として、道路にかかる公法規定（道路法）に基づき、維持及び管理する一般交通の用に供する道であって、その機能を全うするための敷地を含むあらゆる物的施設の総称である。

2. 路線の認定・区域決定・供用開始

2-1 路線の認定（指定）と道路管理者

路線は、起終点等によって表される幅を持たない線を意味するが、その認定（指定）によって、当該路線に属する道が、ある目的（認定要件等）を持った道路法上の道路となり、その道路管理者が決定される。道路管理者は道路管理権に基づき、公物としての道路の機能を発揮させるための改築、維持、修繕等を行うとともに、一部の者の侵害を排除し、監督する権限を持つ。

表 1-7 道路認定（指定）の根拠法

道路の種類	区分	認定（指定）根拠	道路管理者
高速自動車国道	指定	高速自動車国道法第4条	国土交通大臣（※1）
一般国道	指定区間	道路法第5条 <small>資料編 p.65</small>	国土交通大臣
	指定区間外	道路法第5条 <small>資料編 p.65</small>	改築等 国土交通大臣 修繕等 都道府県（政令市）
都道府県道	認定	道路法第7条 <small>資料編 p.65</small>	都道府県（政令市）
		道路法第89条（都の特例） <small>資料編 p.69</small>	都
市町村道（※2）	認定	道路法第8条 <small>資料編 p.66</small>	市町村（※2）

※1) 高速道路（高速道路株式会社法第2条第2項）については、会社（道路整備特別措置法第2条第4項）が道路管理者の権限のほとんどを代行する（道路整備特別措置法第9条）

※2) 特別区（道）は、地方自治法第281条により市に関する規定が適用される。

2-2 道路区域の決定（変更）

路線が認定（指定）されると、道路管理者は遅滞なく、道路区域の決定を行わなければならない（道路法第18条第1項 資料編 p.66）。道路区域は、道路管理者が行う「区域の決定」という行政行為により定まるもので、道路法の適用範囲を特定する基礎的で重要な行為である。道路となる部分の追加あるいは一部廃止が必要な場合は、区域変更（区域廃止）を行うことになる。

道路区域決定から供用開始が為されるまでの間は、その区域（道路予定区域）内は権原を取得する以前でも一定の行為制限が働き（道路法第91条第1項 資料編 p.69）、権原を取得した後は道路法上の一定の管理規定が準用される（第91条第2項 資料編 p.69）。

2-3 供用の開始

道路が公物として成立するためには、供用開始という行政行為が必要である（道路法第 18 条第 2 項^{資料編 p.66}）。これは、道路を一般の交通の用に供する旨の意思表示であって、事実上の交通開放とは異なる。供用開始によって道路敷地等に関するほとんどの私権が制限され（道路法第 4 条^{資料編 p.65}）、以降道路法上の道路として管理が行われることになる。供用開始の前提要件は以下のとおり。

- (1) 道路の敷地等について、所有権、使用権等の権原を取得していること
- (2) 道路としての物的施設が一般交通の用に供しても差し支えない程度に備わっていること

当該道路を一般交通の用に供する必要がなくなった場合には、公物である道路を消滅させる意思表示が必要となる。これは通常、道路区域廃止や、路線の廃止（変更）により行われる。

3. 都道の種類

都道には、道路法第 7 条（都道府県道の意義及びその路線の認定）^{資料編 p.65}によるもののほか、第 89 条（都の特例）^{資料編 p.69}によるものがある。後者は、都が特別区内では府県と市の二元的性格を持っているために設けられた特別の措置で、一般的な都道府県道の認定基準を要しない。

都では、道路法第 56 条（道路に関する費用の補助）^{資料編 p.68}に基づき国土交通大臣に指定された路線（主要地方道）を含め、管理する都道を一般に表 1-8 のとおり分類している。

表 1-8 都道の一般的呼称（首都高速道路を除く）

	道路法第 56 条の指定あり	指定なし
道路法第 7 条で認定された都道	主要地方道 (整理番号 1~68)	一般都道 (整理番号 101~294、503~521)
道路法第 89 条で認定された都道	主要地方道 (整理番号 301~319)	特例都道 (整理番号 401~484※)

※ 特例都道にはこのほか、整理番号のない新宿副都心 10 路線、中央官衙 4 路線がある

4. 通称道路名

都では、都内観光や都民の交通の利便等の観点から、昭和 37 年（1962 年）及び昭和 38 年（1963 年）に通称道路名計 69 路線を公告した。その後も 2 回に渡って新規路線の公告を行い、現在では合計 171 の通称道路名が設定されている。

表 1-9 通称道路名設定の経緯

公告年月日	新規路線	変更等	摘要
昭和 37 年（1962 年）4 月 25 日	44	-	「東京都通称道路名設定審議会」（1961 年） 1962 年は幹線道路、1963 年は補助線道路
昭和 38 年（1963 年）6 月 18 日	25	-	
昭和 59 年（1984 年）5 月 1 日	60	25	「通称道路名設定等検討委員会」（1983 年）
平成 26 年（2014 年）4 月 1 日	42	12	「東京都通称道路名検討委員会」（2013 年）
平成 30 年（2018 年）4 月 1 日	-	1	通称名変更

5. 道路の権原

5-1 権原の取得

権原とは、土地や施設を使用する法律上の原因（権利）をいう。道路権原の取得には、道路法第11条（路線の重複）^{資料編 p.66}、第20条（兼用工作物）^{資料編 p.66}、第90条（敷地等の帰属）^{資料編 p.69}、第93条（不要物件の引き渡し）^{資料編 p.70}、道路法施行法第5条（みなし貸付）^{資料編 p.70}、河川占用等公法上の規定によるものと、所有権、地上権、使用賃借権等私法上の規定によるものがある。

民有地の権原の取得は通常、買収、寄附等所有権によるが、無償使用承諾によることもある。この場合、対象地の分筆をするとともに、承諾書に実測図を添付するなど権利の及ぶ範囲を明確にする必要がある。また、区分地上権等による立体的な権原取得にあたっては、上下の範囲外は私権の行使を制限しえないことから注意が必要である。

5-2 道路敷地等の帰属

旧道路法下においては、買収、上地（寄附）等で取得した土地は国有地であるものが多く、土地区画整理、耕地整理等によるものは原則無番の国有地となっている。なお、昭和7年（1932年）及び11年（1936年）の編入町村の町村有財産は東京市に帰属する。

新法施行により、国道の新設又は改築のために取得した敷地は国に、都道府県道や市町村道の場合はその新設又は改築をした地方公共団体に帰属することとなった。また、都道府県道や市町村道の敷地である国有普通財産は、地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与できることになっている（道路法第90条^{資料編 p.69}）。新法施行の際、府県道、市道又は町村道の用に供されている国有地は、道路を管理する地方公共団体に無償で貸し付けたものとみなしている（道路法施行法第5条^{資料編 p.70}）。

平成12年（2000年）4月1日施行のいわゆる「地方分権一括法」により、国土交通省（旧建設省）所管の法定外公共物に係る国有財産について区市町村への譲与が行われた。これとあわせ、都道府県道及び市町村道内の国有財産についても、平成14年度（2002年度）から18年度（2006年度）にかけて（都は平成16年度（2004年度）で完了）、道路法第90条^{資料編 p.69}を根拠に道路を管理する各地方公共団体に譲与されている。なお、都と区市町村間では個別の協議、申請で譲与を行っており、移管道路をはじめ、従来の所有者のままとなっている場合も多い。

5-3 不用物件

道路の供用廃止や区域変更により不用となった敷地等を、不用物件（一般に廃道敷）という。不用物件は、都道府県道については4ヶ月の法定管理期間（道路法第92条第1項^{資料編 p.70}、同法施行令第38条^{資料編 p.71}）のほか、私権の制限（道路法第92条第2項^{資料編 p.70}）、他の道路管理者が区域編入を申し出た際の引き渡し義務（第93条^{資料編 p.70}）、道路管理者以外の所有の際の返還義務（第94条第1項^{資料編 p.70}）、国有地の地方公共団体への譲与（第94条第2項^{資料編 p.70}）等が定められている。

主に旧法時代に供用廃止された土地には、未分筆の有地番や地番が未設定の無地番等引継ぎ、処分が適正に行われていないものがある。これらの土地は、道路区域内外の判別が難しいため、不用物件

の引継ぎ関係の調査が必要となる。また、払下げされているにも関わらず登記未了なもの等がある場合は、土地の経緯、所管等について財務局財産運用部や建設局道路管理部路政課にも確認する。

未処理の不用物件がある場合には、土地の処理について当時と現在で状況が変わっていることがあるため、現時点で次のような検討を行い、判断する必要がある。

- (1) 道路管理上必要な土地かどうか
- (2) 都市計画区域内ならば払下げは不適當なので道路区域への編入を検討
- (3) 都市計画区域外であり、道路管理上も必要ないものは財務局へ引き継ぐべき土地
- (4) 地域内道路（区市町村道）として必要な土地であれば、譲与等の措置を講ずる必要

このような状況における土地の処理について、関係部署である財務局と建設局間で協議を行い、概ね合意に至っている（「旧道路法に関する合意事項」資料編 p.89）。

5-4 敷地民有地

土地の所有者から無償使用承諾を得て権原を取得した場合、この土地を敷地民有地（敷民）という。都の場合、旧道路法の時代に郡部に敷民道路が築造されているところが多い。敷民は、概ね次の二種類に分類される（広義の敷民）。

- (1) 土地登記簿上民有地であるが、土地所有者が使用承諾しているもの（狭義の敷民）
- (2) 土地所有者が、道路の新設又は改築時、道路敷として寄附願を提出しており、所有権は既に東京都に帰属しているが、登記上の手続きが未了で民有地のままとされているもの

事例的には後者がほとんどであるが、根拠資料として建設事務所、公文書館、区役所等に寄附願の綴り（又は買収原議）が保存されている場合がある。その他、道路の区域決定（変更）や供用開始の公示、旧道路台帳平面図の道路区域線等、また土地の所有関係の資料（公図、土地登記簿、旧土地台帳の記載内容及び分筆の年月日等）が権原取得を確認する参考資料となる。

旧道路法時代の路線にあつては、認定、区域決定（変更）、供用開始いずれかの告示しか残存しない場合があるが、この際は昭和7年（1932年）8月25日付東京市告示第313号「本職ノ管理スル道路ニシテ未ダ区域ノ決定ヲ了セサルモノノ区域ハ之ヲ本市ノ道路台帳調製事業ニヨリ調製シタル平面図ノ通決定ス」に基づく道路の図面等を根拠とし、何らかの権原を得たものとしている。

いずれにしても処理に当たっては、十分な調査を行い慎重に取扱う必要がある。

6. 道路管理協定

6-1 境界地の道路の管理

都県境にあるトンネル、橋や飛地の交錯した場所にある道路等は、行政界に関わらず統一的に管理する方が望ましいことから、協議して別に管理の方法を定めることができる（道路法第19条資料編 p.66）。都ではこれに基づき、隣接する神奈川県、千葉県、埼玉県、川崎市及び横浜市と「行政区域の境界に係わる道路の管理に関する協定」を締結している。

この場合、本来の道路管理者の権限を代行することになるが（道路法第27条資料編 p.67）、区域の決

定、変更の公示や道路台帳の調製、保管等一部の権限は代行することができない（道路法施行令第5条資料編 p.70）。

6-2 都道と高速道路との区域が重複する部分の管理

都（知事）が管理する道路の区域と、首都高速を含む高速道路等の区域が重複及び連結する部分の管理については、以下のような協定を締結している。

- (1) 都道と都道首都高速とが重複する部分の管理に関する協定
- (2) 東名高速道路と都道の区域が重複する部分等の管理に関する協定
- (3) 中央高速道路と都道の区域が重複する部分の管理に関する協定

第7節 公物管理権と土地所有権

1. 公物管理権の範囲

公物とは、国又は地方公共団体等の行政主体により直接に公の目的に供される有体物をいう。公物管理権の内容は道路法等特別法の定めるところにより、その範囲は管理者が自主的に決定できる。公物の範囲を示す行為である道路区域標示や証明は、道路法の規定に基づくものではなく、都の場合「道路区域証明事務取扱要領」（道路管理部）を定め、沿道地権者等の申請等を受け行っている。

2. 土地所有権の範囲

所有権とは民法に規定される物権の一種で、有体物に対する絶対的排他的支配権である。土地の所有権は有効に支配しうる範囲において、その土地の上下に及んでいる。土地（所有権）の境界は民事上の問題であり、所有権者間の協議に基づき確認されるもので、いずれか一方の優越的關係はない。

土地の境界確定は、土地所有権の範囲を隣接土地所有者双方の対等の協議により確認するものであり、双方の合意を必要とする。この協議は、国有財産については国有財産法、公有財産及び私有財産等については民法上の事案として処理されるものである。

3. 道路区域と境界

道路区域と境界は法的に全く別個なもので、たとえ境界確定協議が不成立になっても道路管理権まで侵されるわけではなく、継続して道路の管理は行われる。しかし、一般的に土地を買収することで道路権原を取得していることから、道路区域と境界は最終的に一致すべきものである。そのため、土地の権利関係や境界に関する資料（適正な測量成果、契約文書等）の保管が重要となる。

なお、平成2年（1990年）3月22日、東京都と東京法務局との間で、「道路区域証明等」を添付することで土地の分筆や地籍更生の手続きができるとの取り交わしがなされた。（「不動産の表示に関する登記に係る建設省所管国有財産の取扱いについて」資料編 p.86）

第2章 道路台帳作成の基本

第1節 道路台帳の構成内容

1. 東京都の道路台帳の構成内容

道路台帳の内容については、道路法施行規則第4条の2^{資料編p.71}で調書の様式や図面の記載事項等、道路管理上必要とされる基本事項を定めている。都ではこれを、目的に応じた3種類の図面とこれに付随する調書に取り纏め、調製している。表2-1に都の道路台帳の構成、表2-2、2-3に各平面図及び調書の主な記載事項をそれぞれ示す。

なお、平成10年度（1998年度）から15年度（2003年度）に調製した道路区域調査図は、道路敷地構成図の整備途中の成果であることから、道路台帳として位置付けていない。

表2-1 東京都の道路台帳の構成

名称	道路台帳平面図	地下埋設物台帳平面図	道路敷地構成図
区分	道路の現況	道路の占用物	道路の敷地 道路の区域の境界線
縮尺	1/500	1/500	1/500
付属する調書	<ul style="list-style-type: none"> ・実延長面積調書 ・歩道幅員別調書 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物台帳調書 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地構成所有者別調書 ・境界標調書 ・未分筆調書 ・基準点成果表 (全て図面上に記載)
その他の 図面・調書等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路台帳縦断面図 ・道路台帳横断面図 ・都道幅員管理図 ・法定調書（第一～五表） ・基準点測量成果等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下埋設物横断面図 ・試験掘成果関係 ・残置物件関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準点測量成果等 ・境界点測量成果等

表2-2 道路台帳図面の主な記載事項（1/2）

道路台帳平面図	地下埋設物台帳平面図	道路敷地構成図
1. 道路の種類、路線名、整理番号	1. 道路の種類、路線名、整理番号	1. 道路の種類、路線名、整理番号
2. 路線の起点、終点	2. 付近の地形、主要施設の名称	2. 路線の起点、終点
3. 道路区域線、同幅員、境界点	3. 区市町村名、町丁目名、字名、境界線、地番、街区番号	3. 道路区域線、同幅員、境界点、境界点間の距離
4. 付近の地形、主要施設の名称	4. 占用物件等の地下埋設物の管理者、位置、土被り、埋設年等	4. 未分筆地の境界点
5. 区市町村名、町丁目名、字名、街区番号、地番	5. 地下埋設物横断測量箇所	5. 付近の地形、主要施設の名称
6. 道路の現況幅員	6. 曲線半径（30m未満）	6. 区市町村名、町丁目名、字名、街区番号
7. 曲線半径（30m未満）	7. 縦断勾配（5%以上）	7. 道路内及び沿道の筆界線（概略）、地番
8. 縦断勾配（5%以上）	8. 基準点	8. 道路の現況幅員
9. 横断測量箇所	9. 試験掘箇所	
10. 路面の種類		

表 2-2 道路台帳図面の主な記載事項 (2/2)

道路台帳平面図	地下埋設物台帳平面図	道路敷地構成図
11. トンネル、歩行者専用地下道、新交通（モノレール）、橋、渡船施設及び名称 12. 自動車交通不能区間 13. 主要な道路の附属物 14. 基準点 15. 主な占用物の露出部 16. 道路一体建物の概要 17. 調製（補正）年月 その他、道路管理に必要な事項	10. 残置物件箇所 11. 調製（補正）年月 その他、道路管理に必要な事項	9. 路面の種類 10. 基準点 11. 調製（補正）年月 その他、道路管理に必要な事項

表 2-3 道路台帳調書の主な記載事項

道路台帳調書	地下埋設物台帳調書	道路敷地構成図調書
実延長面積調書 1. 道路の種類、路線名 2. 路線の起点及び終点 3. 路線の延長、内訳 4. 自動車交通不能区間 5. 調製（補正）年月 歩道幅員別調書 1. 歩道幅員ごとの延長等 その他、道路管理に必要な事項	地下埋設物台帳調書 1. 占用物等の種類 2. 占用物等の状況（外径別埋設延長、埋設年、最小土被り等） その他、道路管理に必要な事項	敷地構成所有者別調書 1. 地番、地目、面積、取得原因、同年月日、所有者等 2. 路線の指定又は認定及び供用開始の年月日 境界標調書 基準点成果表 未分筆調書 1. 境界点番号、座標値、面積 その他、道路管理に必要な事項

2. 道路台帳図面の区画及び番号

道路台帳測量は全て地上測量で行い、平面直角座標系Ⅸ系とⅩⅣ系（小笠原支庁管内）を使用する。道路台帳図面の区画（図郭、メッシュ）は、東西（横）5,000m、南北（縦）3,500mの大図郭と、大図郭を100分割（縦横それぞれ10分割）した東西500m、南北350mの小図郭からなっている。図郭には左上から右下へ1から100の番号を付し、大図郭は「号」、小図郭は「番」として、特定の図郭を「○号○番」と表現している。

道路台帳図面への図郭番号の表示は図2-1のとおりとし、道路台帳がない図郭は空欄とする。大図郭は区部、西多摩、南多摩、北多摩及び各島で独立しているため、それぞれの境界付近の図面を調製（補正）する際は注意が必要である。

次ページの図2-2に、東京都の大図郭割を示す。

図 2-1 図郭番号の表示

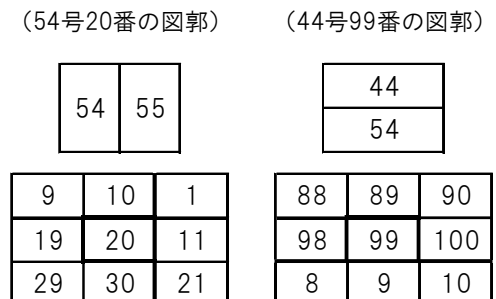
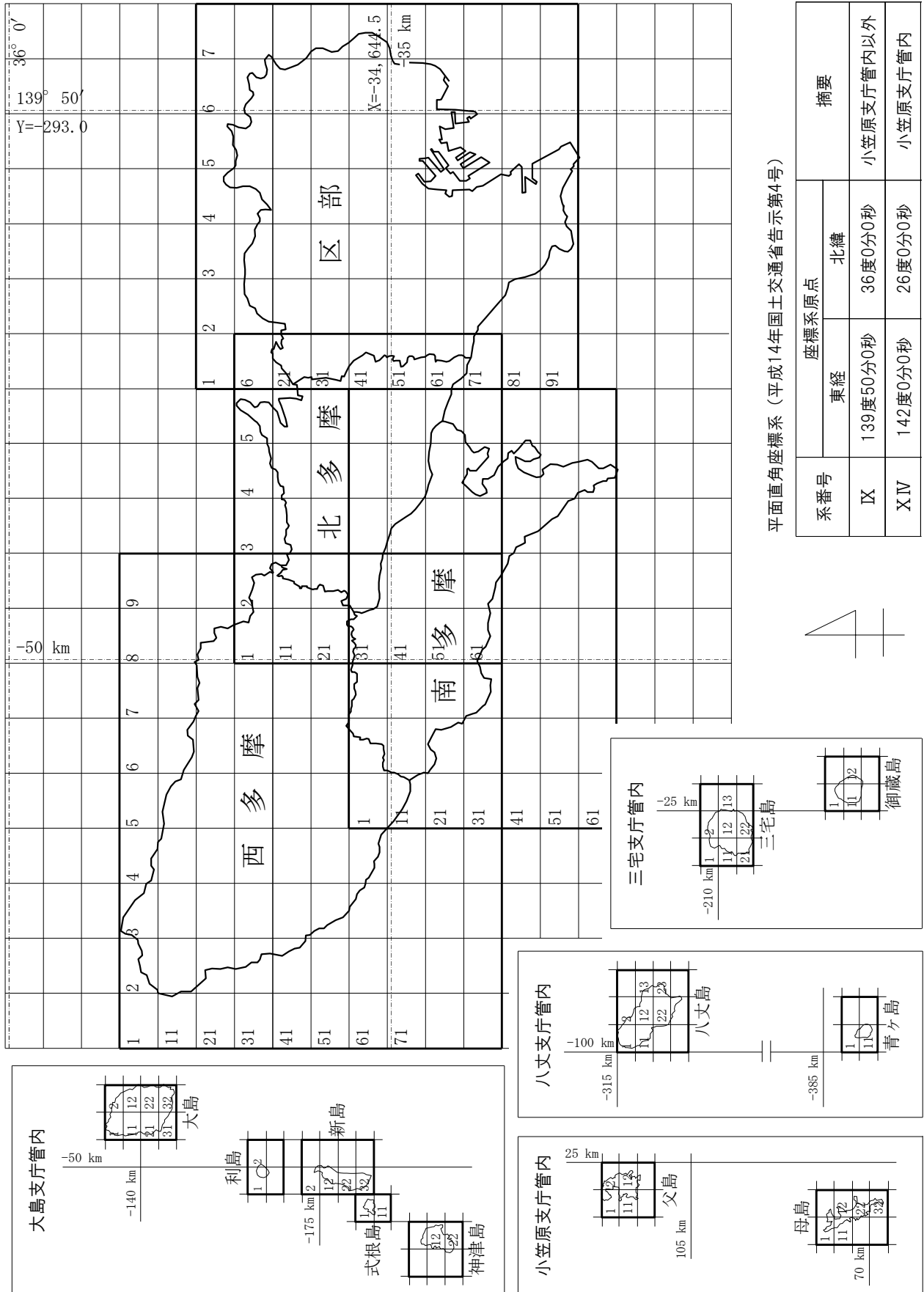


図 2-2 東京都の大図郭割



平面直角座標系 (平成14年国土交通省告示第4号)

系番号	座標系原点		摘要
	東経	北緯	
IX	139度50分0秒	36度0分0秒	小笠原支庁管内以外
XIV	142度0分0秒	26度0分0秒	小笠原支庁管内

図面四隅の座標値は、平成 13 年（2001 年）の測量法改正を受け、世界測地系の座標値をカッコ書きとし日本測地系と併記することとしたが、道路台帳の電子化に伴い、平成 23 年（2011 年）5 月から、世界測地系のみの表記に再度改めている。

第 2 節 道路台帳と公共測量

1. 公共測量と測量法

道路台帳測量をはじめとする公共測量は、測量経費の重複を避けながら所要の精度を確保し、その成果が有効に活用されるよう測量法で様々な規定が設けられている。

公共測量の実施にあたっては、測量法第 39 条（基本測量に関する規定の準用）資料編 p.85において準用する第 14 条（実施の公示）資料編 p.84、第 21 条（永久標識及び一時標識に関する通知）資料編 p.85、第 26 条（測量標の使用）資料編 p.85、第 30 条（測量成果の使用）資料編 p.85、第 36 条（計画書についての助言）資料編 p.85、第 40 条（測量成果の提出）資料編 p.85等の規定による手続きを、適切な時期に行わなければならない。

道路台帳測量と法手続き等の流れを、次ページの図 2-3 に示す。

2. 測量法及び道路法に基づく他人の土地の立入等

2-1 測量法の規定

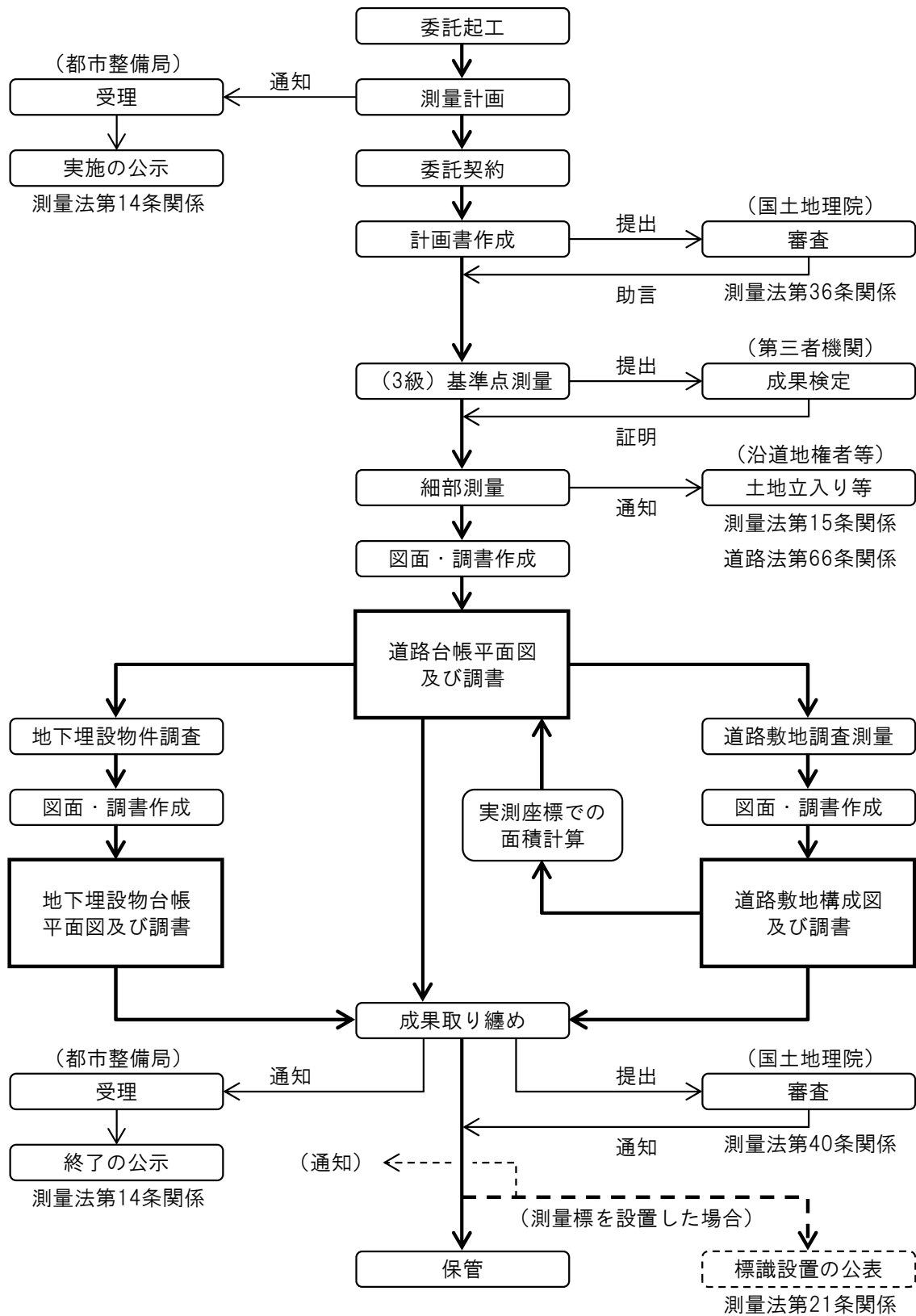
測量計画機関又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、測量法第 15 条資料編 p.84により、公共測量を実施するため他人の土地に立ち入ることができる。但し、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地は、占有者に対し事前の通知が必要となる。土地に立ち入る際は、測量法施行規則第 1 条の 2資料編 p.85による身分を示す証明書を携帯し、請求があった場合には呈示しなければならない。

2-2 道路法の規定

道路管理者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、道路法第 66 条資料編 p.68により、土地の占有者に通知した上で、道路に関する調査等で他人の土地に立ち入り、又は一時使用することができる。但し、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地は、立ち入りの際に占有者に対しその旨を告知する必要があるほか、日出前及び日没後の立ち入りは占有者の承諾を必要としている。土地に立ち入る際は、道路法施行規則第 5 条資料編 p.72による身分を示す証明書を携帯し、請求があった場合には呈示しなければならない。

なお、道路法第 67 条資料編 p.69に、占有者の受忍義務の規定がある。

図 2-3 道路台帳図測量と法手続き等の流れ



補正の際も、このフローに準じて行う。

第3節 基準点測量（基準点測量・水準測量）

1. 道路台帳測量の基準点

1-1 東京都道公共基準点

道路台帳測量を目的として、道路管理部では平成3年度（1991年度）から平成22年度（2010年度）まで、都管理道路上やその沿道に「東京都道公共基準点」の整備を行った。現在は、国が進めてきた街区基準点の整備が平成17年度（2005年度）で完了したこと等情勢の変化から、道路台帳測量等の際に必要最小限の基準点設置を行っているほかは、整備から管理へと移行している。

東京都道公共基準点と関連する主な公共基準点等を、表2-4に示す。測量計画にあたっては、都が管理する公共基準点のほか、区市町村が管理する公共基準点についても考慮する必要がある。

表2-4 主な公共基準点等

種類		設置者	管理者	摘要
一～四等三角点 電子基準点		国土地理院	国土地理院	
東京都 公共基準点	1級	都土木技術支援・ 人材育成センター	都土木技術支援・ 人材育成センター	昭和61年度～平成20年度（1986～ 2008年度）で整備完了
東京都道 公共基準点	2級	道路管理部路政課 （各建設事務所）	道路管理部路政課	平成3年度～22年度（1991～2010 年度）に道路管理部で整備、その他事 業や道路台帳測量の際に必要なもの を建設事務所等で整備
	3級	各建設事務所 （道路管理部路政課）	各建設事務所	
4級基準点		各建設事務所等	各建設事務所等	個別の事業で必要なものを設置

※1) 島しょ部の公共基準点は各支庁で設置・管理

2) このほか、区市町村管理の街区基準点（街区三角点、街区多角点）ほか多数の公共基準点がある

事業等で「東京都道公共基準点」の新設、改測等を行う場合は、基準点番号や構造等を将来管理者と事前に協議し、事業完了後は速やかに引継ぎを行う。

1-2 公共基準点の成果改定

平成14年（2002年）4月1日付で施行された（改正）測量法による、日本測地系から世界測地系（測地成果2000）への移行を受け、平成15年度（2003年度）に東京都道公共基準点（2級、3級）の成果改定を行った。また、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、平成24年度（2012年度）から26年度（2014年度）にかけ、再度世界測地系（測地成果2011）への成果改定を行っている。

なお、従前の4級基準点及び境界点の座標値については、点数が膨大等の理由から成果改定は行わないこととした。

1-3 基準点測量の規程等

(1) 基準点測量の作業、成果等は以下の規程等による。

表 2-5 基準点測量の規程等

名称	発行機関	摘要
測量委託標準仕様書	東京都建設局	測定の制限値、精度等
公共測量作業規程	東京都	作業方法その他
公共測量作業規程記載要領	社団法人日本測量協会	記載事項等
水準基標測量成果表	東京都土木技術支援・人材育成センター	水準点成果

(2) 基準点番号の付番は、2級及び3級基準点は「東京都道公共基準点管理保全要綱」（道路管理部）による。4級基準点は、「B〇〇」とし、基準点測量の出発点から一連番号を付す。

(3) 網図には道路台帳の図郭線及び図郭番号を記入する。

2. 標識の設置

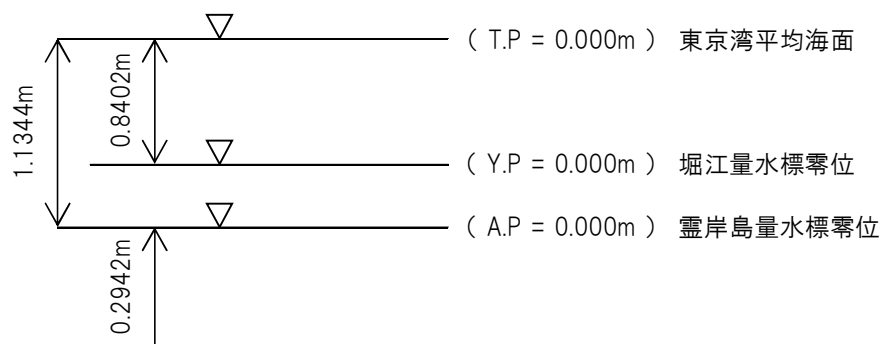
3級基準点のうち、上位の基準点から直接視準できるものは鉄筋コンクリート標杭（150×150×600 mm）を側塊、蓋掛けの地下埋設形式により設置することを原則とし、その他については鉄筋コンクリート標杭（150×150×900 mm）を埋設することを原則とする。

4級基準点は、100m毎に鉄筋コンクリート標杭（120×120×900 mm）を埋設することを原則とする。なお、道路敷地調査測量で設置する4級基準点の場合、上位の基準点から直接視準できるものについては鉄筋コンクリート標杭とすることが望ましい。

3. 垂直方向の基準

道路台帳縦断面図及び横断面図作成の際に行う直接水準測量は、東京都土木技術・人材育成センターが整備、管理している水準基標を基準とし、標高は霊岸島量水標零位（A.P）とする。

図 2-4 垂直方向基準面の関係



第4節 道路の構成（概説）

道路台帳測量の対象となる、道路を構成する施設は、大きく「道路本体」と「道路附属物」に区分される。道路附属物は道路法第2条第2項^{資料編 p.65}及び道路法施行令第34条の3^{資料編 p.71}に限定列挙されているもので、それ以外は原則として道路本体である。道路の構造は「道路構造令」に定めるほか、平成23年（2011年）の道路法一部改正により、道路管理者である地方公共団体が条例で定めることとなった（道路法第30条^{資料編 p.67}）。

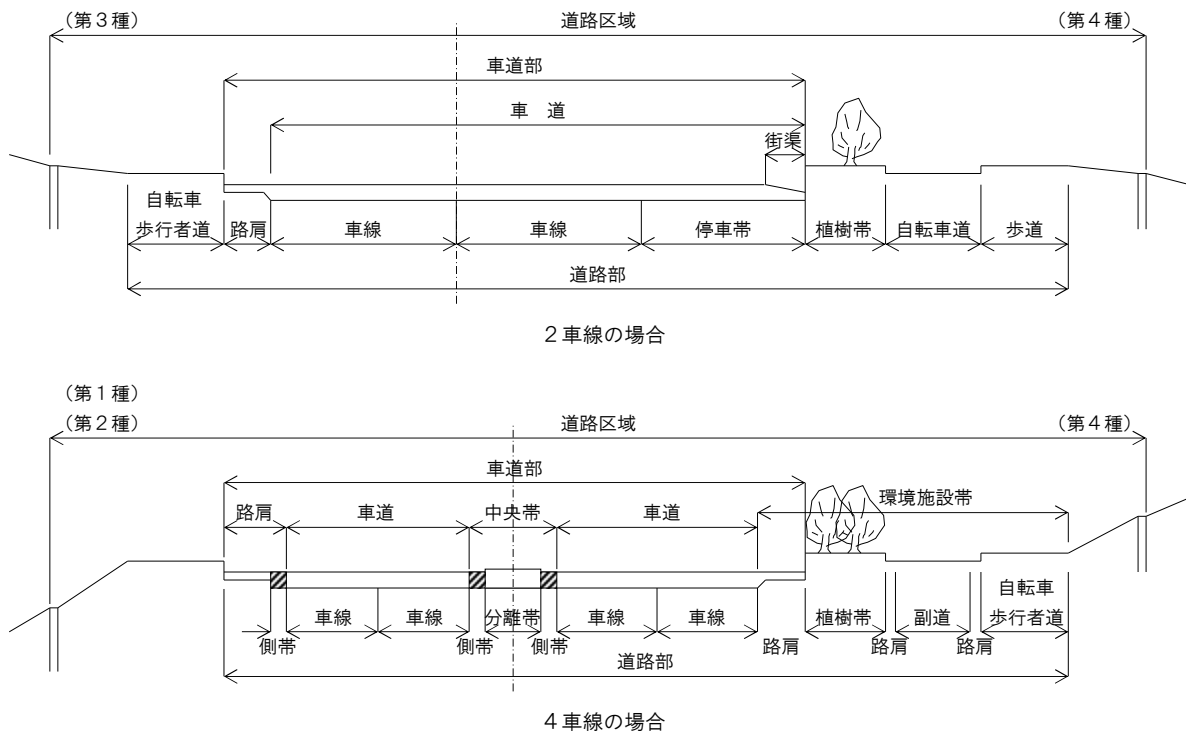
道路構造令における道路の区分を表2-3に、各種別における横断面構成の例を図2-5に示す。各構造の詳細は道路構造令第2条^{資料編 p.82}のほか、環境施設帯は「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について」（建設省都市局長、道路局長通知）^{資料編 p.83}も参照のこと。

表 2-3 道路構造令における道路の区分

名称	地方部	都市部
高速自動車国道及び自動車専用道路	第1種（第1～4級）	第2種（第1、2級）
その他の道路	第3種（第1～5級）	第4種（第1～4級）

※）級別は計画交通量による

図 2-5 横断面の構成要素との組合せ例



第3章 道路台帳平面図及び調書の作成・補正

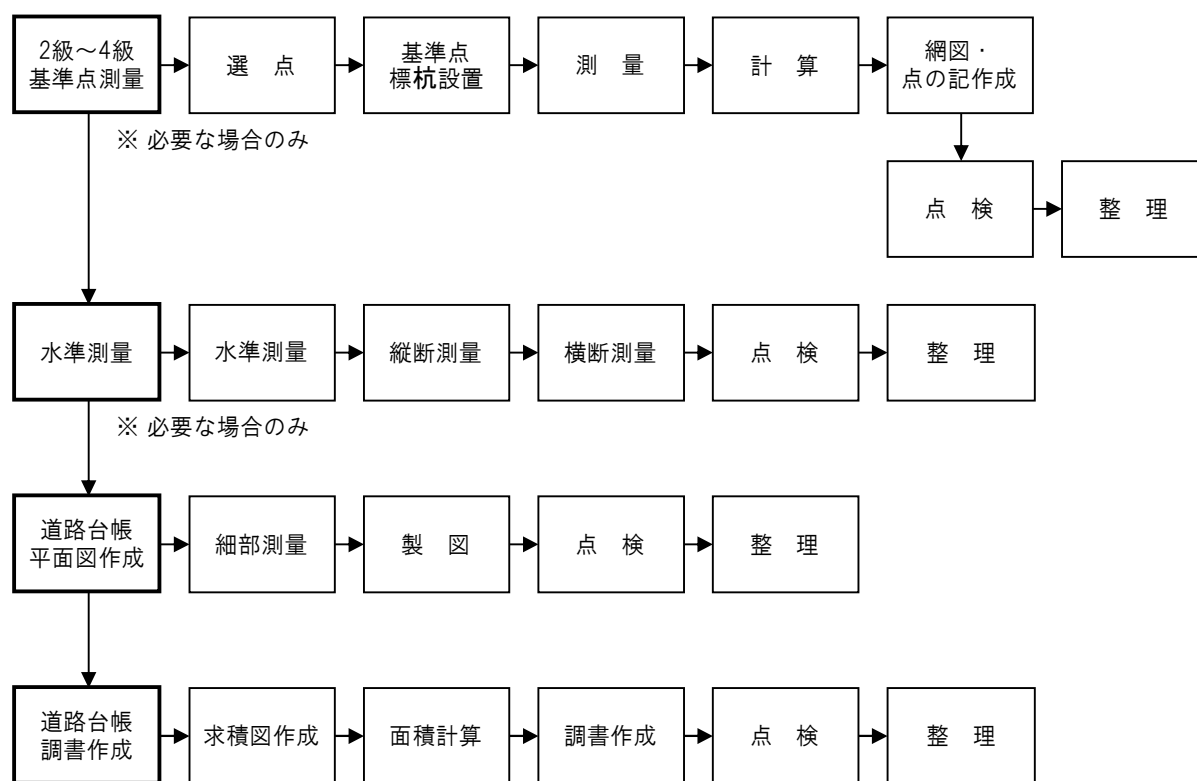
第1節 道路台帳平面図の作成・補正

1. 概説

道路台帳平面図は、管理する道路、兼用工作物、占用物件、その他道路管理上の基礎的事項を総括して把握するために作成するものである。道路区域の変更、供用開始や改修工事等に伴い現地の状況が変化した場合には、図面を現況に整合させるために補正する。

作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「道路台帳平面図の作成」及び「道路台帳平面図の補正」による。

図 3-1 道路台帳平面図及び調書作成のフロー



補正の際も、このフローに準じて行う。

2. 平面測量の範囲及び主な対象物

平面測量の範囲は、原則として市街地地区は道路区域及びその外側 5m を標準とし、取付道路は 20m まで、山岳、農村地区等は周辺の地形、地物の状況により場所が特定できる範囲とする。平面測量の範囲及び主な対象物を、次ページの図 3-2 及び表 3-1 に示す。

図 3-2 平面測量の範囲（市街地の標準）

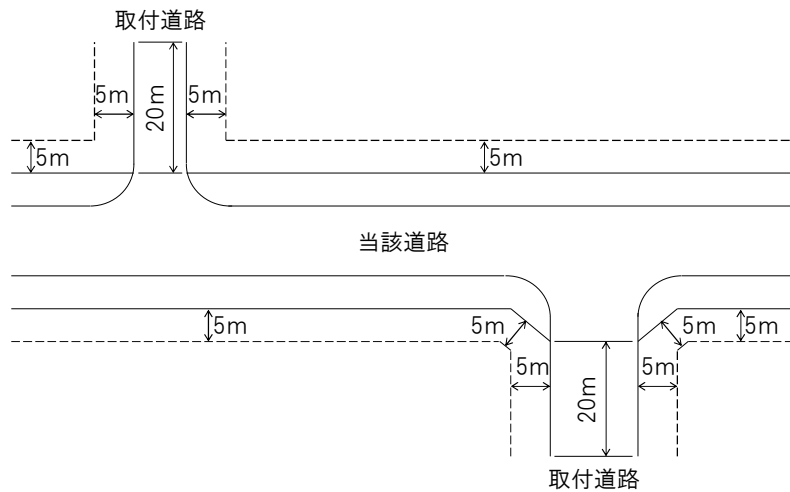


表 3-1 平面測量の主な対象物

名称	対象物の例	関係法令
道路本体	道路及びその区域を表す石標、縁石、擁壁、橋りょう（立体交差を含む）、トンネル、渡船施設、道路用エレベーター、歩道橋、地下横断道路等	道路法第 2 条第 2 項 <small>資料編 p.65</small>
道路附属物	さく、駒止め、街路樹、街路灯、案内標識等道路標識、道路情報提供装置、車両監視装置等の道路情報管理施設、道路維持修繕用の機械、材料置場、道路管理者の設ける駐車場、道路に接する排水ポンプ場、共同溝、電線共同溝、道路元標、里程標、地点標、パーキングメーター等	道路法第 2 条第 2 項 <small>資料編 p.65</small> 道路法施行令第 34 条の 3 <small>資料編 p.71</small>
占用物件	人孔、消火栓、防火水槽、電柱、電話ボックス、配電塔、ハンドホール等	
地物	河川、鉄道、建物及び工作物、橋脚などの立体構造物、垣根、塀等	

3. 道路を構成する要素

道路構造等の分類は、以下のとおりとする。

(1) 道路構造物等

表 3-2 道路構造物等の分類

名称	説明
橋りょう	河川、湖沼、海峡、運河などの水面や水のない谷、窪地、又は建設物や他の交通路等を越えるために桁下に空間を残し架設される道路構造物で、橋長 2m 以上のものをいう。溝橋（カルバート）は橋りょうとして取り扱うが、暗渠との区分が困難なものについては土被りが 1m 未満のものを溝橋（カルバート）とする。
トンネル	山腹、台地、地下、水底等自然の障害物を通過するために設けられたもので、人及び車両の通行の用に供しうる内空断面を有する道路構造物をいう。
立体横断施設	歩行者及び自転車利用者等の道路又は鉄道（新設軌道を含む）横断の安全を確保するために当該道路の車道部と立体部に分離された横断歩道橋、地下横断歩道をいう。
踏切道	道路と鉄道とが平面で交差している部分をいう。鉄道とは鉄道事業法による鉄道をいう。

(2) 路面の状況（舗装種別）

表 3-3 舗装種別の分類

区分		舗装種別	説明
路面 (表面)	舗装道	高級舗装	
		セメントコンクリート舗装 (Co)	「セメントコンクリート舗装要綱」（日本道路協会）に基づく舗装等をいう。なお、セメント系舗装にアスファルトでオーバーレイしたものは、アスファルトコンクリート舗装とする。
		アスファルトコンクリート舗装 (A)	「アスファルト舗装要綱」（日本道路協会）に基づく舗装をいう。
		ブロック舗装 (Bs、Bb、b1～b4)	石塊、レンガ、インターロッキング等の塊を敷きつめた舗装をいう。 (高級) 石塊：Bs、レンガ：Bb (簡易) インター：b1、レンガ：b2、タイル：b3、石：b4
		簡易舗装	
	アスファルトコンクリート舗装 (a1～a3)	「簡易舗装要綱」（日本道路協会発行）に基づく舗装をいう。踏切道区間はここに計上する。普通：a1、カラー：a2、透水性：a3	
	コンクリート平板舗装 (cb1～cb3)	コンクリート等の平板を用いた舗装をいう。 普通：cb1、カラー：cb2、誘導用ブロック：cb3	
未舗装道	砂利道 (G) 等	車道、中央帯（分離帯を除く）、車道に接続する路肩、自転車道及び歩道のうち、未舗装部分をいう。砂利道のほか、防塵処理、表面処理を含む。	
その他		法敷等、上記以外の部分をいう。（「Msc=miscellaneous：種々雑多な」と表現する場合もある。）	

(3) 道路横断面の構造

表 3-4 道路を構成する各部分

名称	関係法令
歩道（※1）、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、副道（※2）、路肩、側帯（※2）、停車帯（※2）、軌道敷、交通島、植樹帯（※3）、路上施設（道路附属物）	道路構造令第2条 <small>資料編 p.82</small>

※1) 都の道路台帳においては、段差を設けて分離したものを規格歩道、柵等を設けて分離したものを準歩道、側溝にふた掛を行いその幅員が歩道全幅となるものをふた掛歩道として分類する

※2) 副道、側帯及び停車帯は車道の一部として扱う

※3) 中央帯の植栽、法面植栽、並木等は、植樹帯とは目的、幅員等が異なるため、植樹帯には該当しない

図 3-3 都の道路台帳における歩道の分類（1/2）

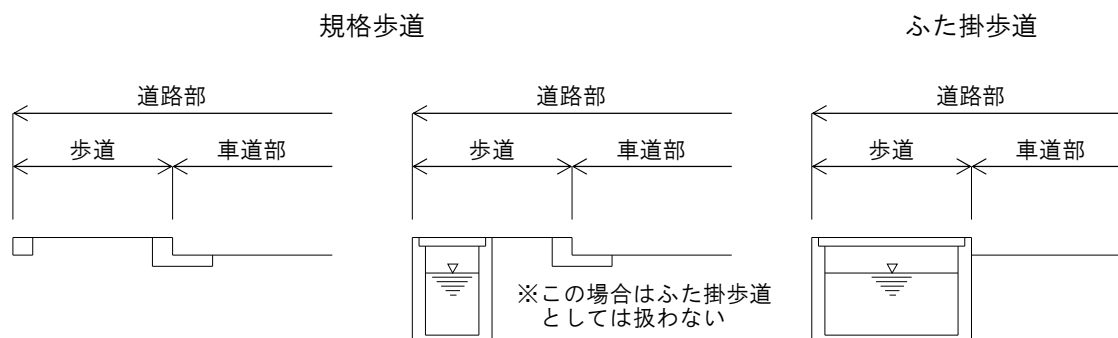
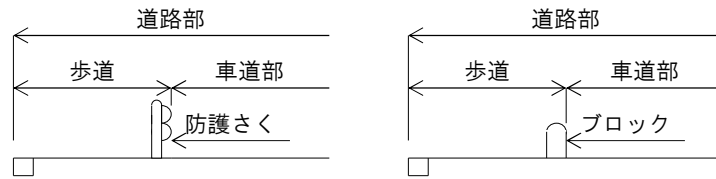


図 3-3 都の道路台帳における歩道の分類 (2/2)

準歩道



4. 道路幅員の記入

道路区域及び現況幅員の記入は、以下のとおりとする。

- (1) 道路区域幅員は、原則として区域決定等の告示に記載されたものを転記する。略図つき告示がない路線（区間）についても、略図がある路線（区間）に倣い主要な変化点に記入する。区域線未記入の平面図には、区域幅員は記入しない。
- (2) 道路現況幅員は、主要な断面変化点その他必要な箇所について、区域線に垂直に構造別幅員、全幅員を記載する。全幅員と構造別幅員の合計値が一致しない場合は、原則として再測する。現況幅員の記入方法を図 3-4 に、測定する幅員等を図 3-5 に示す。

図 3-4 現況幅員の記入方法

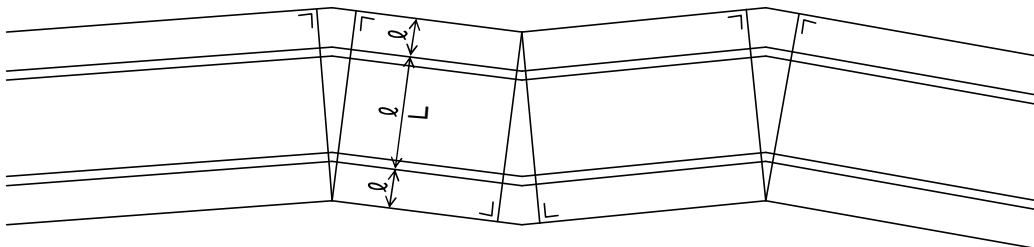


図 3-5 測定する幅員等 (1/3)

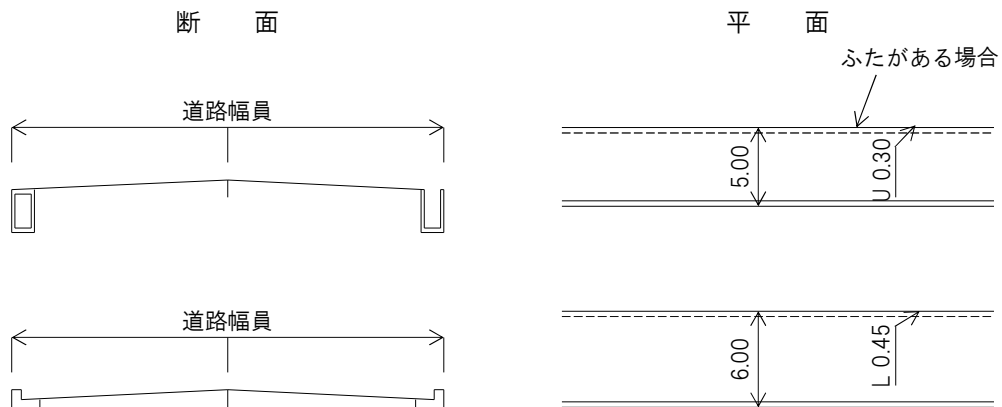
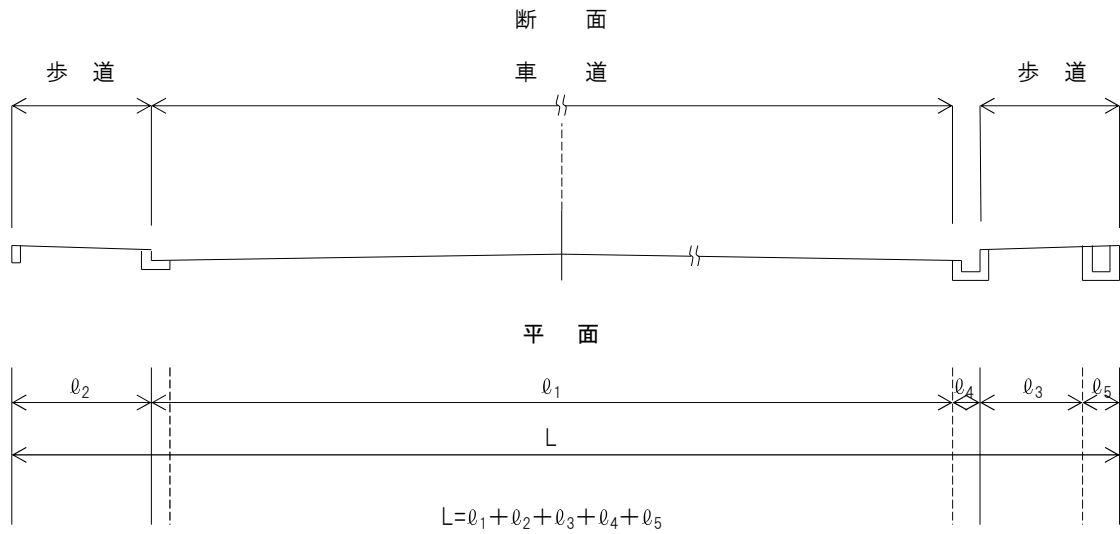
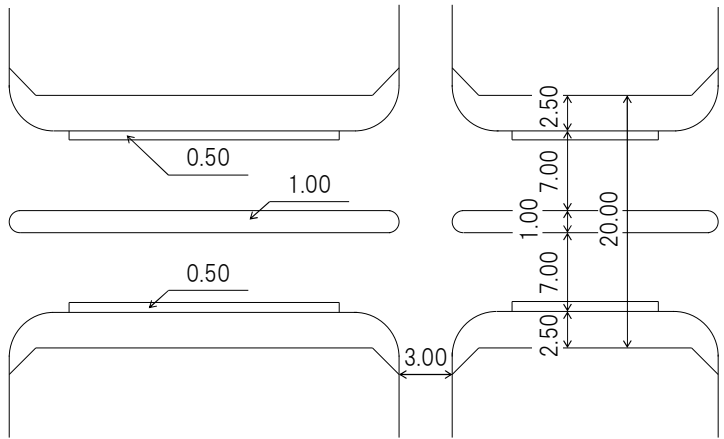
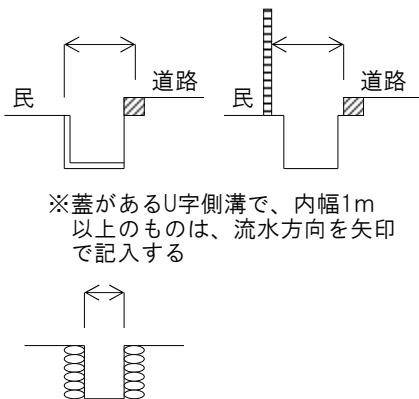


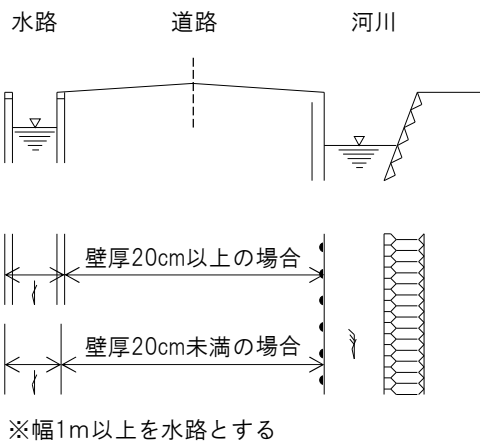
図 3-5 測定する幅員等 (2/3)



異形側溝の場合



水路がある場合



擁壁がある場合

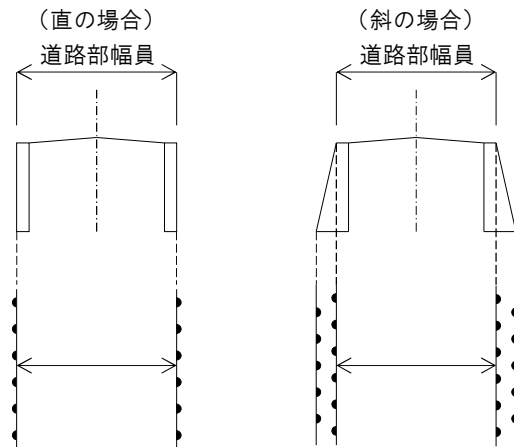
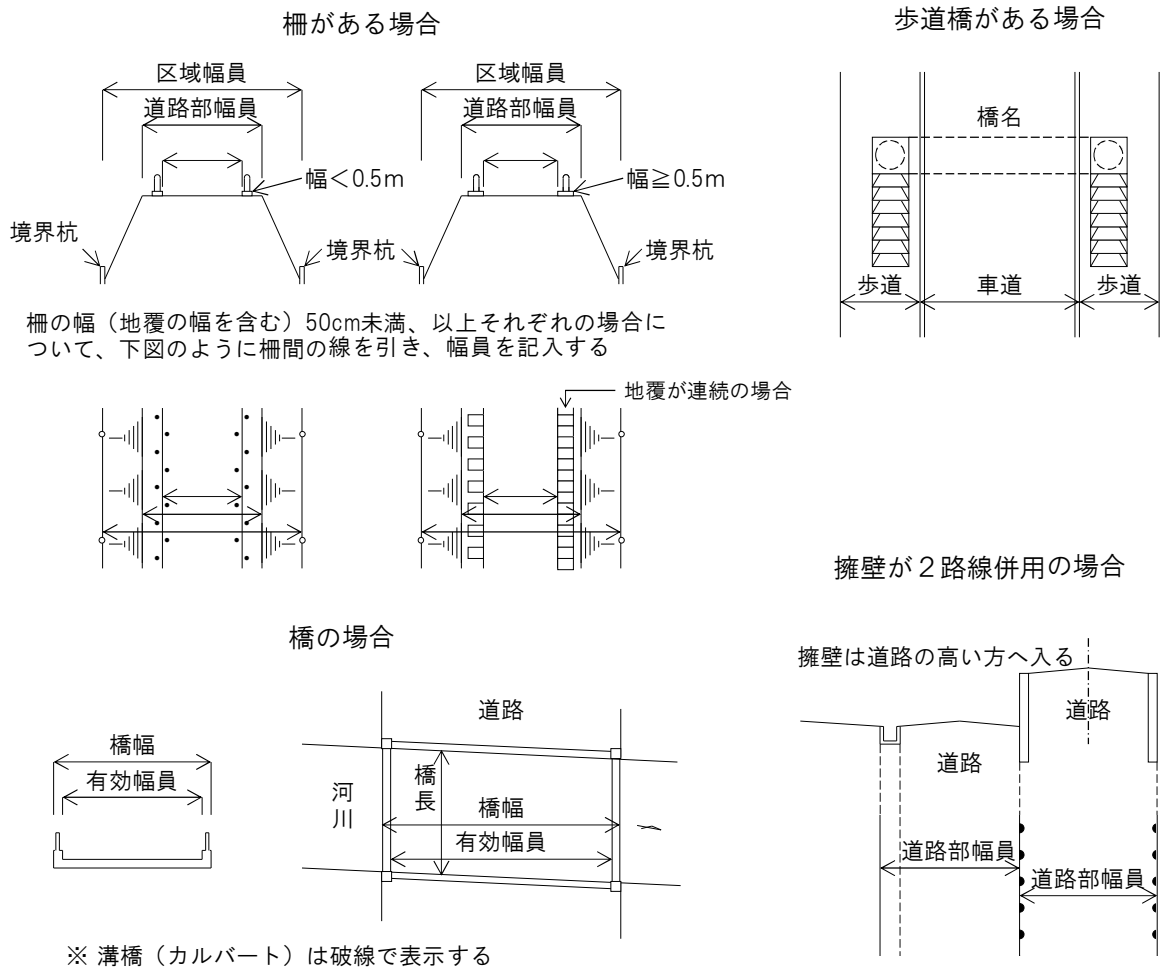


図 3-5 測定する幅員等 (3/3)



5. 街区符号等の記入

街区符号は街区の中央に記入し、地番は道路の交差箇所、支道部又は 50m程度毎に記入する。

6. 成果品

表 3-5 道路台帳平面図の作成（補正）の成果品

番号	成果品	仕様等
1	道路台帳平面図	CAD 及び PDF データ（正・副）、1 図郭 1CD ※副は本庁送付用
2	同上出力図	ポリエステルフィルム 300 番以上（片面マット、76cm×109cm）及び白焼（カラー、76cm×109cm）
3	補正箇所のマーキング図	道路管理センター提出用 ※区部のみ
4	都道幅員管理図	白焼（縮尺 1:1000、A2 判） ※本庁送付用

以下は補正で地形が変わった場合等に、必要に応じ計上する。

5	地下埋設物台帳平面図	CAD 及び PDF データ（正・副）、「1」と同一の CD に格納
6	同上出力図	白焼（カラー、76cm×109cm）2 部

【注】 従前の紙図面の一部を補正する際は、1 図郭全体の CAD 化もあわせて行う。

第2節 道路台帳調書の作成・補正

1. 概説

道路台帳調書は、道路を路線別、区市町村別、舗装種別、道路幅員別等に把握するため作成するものであり、都独自様式の「実延長面積調書」「歩道幅員別調書」と、道路法施行規則様式第四資料編 p.73 に定められる第一表～第五表がある。これらは、道路台帳平面図と一体的に作成するものであり、平面図を補正した際には調書もあわせて補正する。補正のフローについては、前節を参照のこと。

作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「道路台帳調書の作成・補正」による。

2. 集計区間等の分類

集計区間等の分類は、以下のとおりとする。

(1) 延長等の分類

表 3-6 延長等の分類

名称	説明
道路の種類	主要地方道、一般都道、特例都道、一般国道（指定区間外）のいずれかとする。
道路種別	道路、橋りょう、トンネル等の構造的な分類をいう。
総延長	該当する路線の起点から終点までの延長をいい、重用延長、未供用延長、実延長を合計したものである。延長は道路中心線を測定した延長とする。
重用延長	道路法第 11 条（路線の重複する場合の措置）第 1 項～第 3 項資料編 p.66 の既定による、上位路線に重複している区間延長をいう。 ① 国道と都道が重複している場合は、都道に重用延長を計上する。 ② 都道と区市町村道が重複している場合は、都道に重用延長は計上しない。 ③ 都道と都道が重複している場合は、主要地方道→一般都道（7 条路線）→特例都道（89 条路線）の順で下位路線に重用延長を計上する。同一種類の路線が重複している場合は、整理番号の若い方を上位路線とし、下位路線に重用延長を計上する。
未供用延長	路線の認定（指定）の告示はされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間の延長をいう。
実延長	道路法の規定に基づき供用開始の告示がされている区間のうち、重用区間を除いた区間の延長をいう。
規格改良済	一般の交通に耐えるため、道路が備えなければならない構造物を完備している道路をいう。表 3-7 により判定する。
未改良	規格改良済以外のものをいう。
自動車交通不能	未改良道路のうち、幅員、曲線半径、勾配その他道路の状況により、最大積載量 4 トンの貨物自動車が通行できない区間をいう。
独立専用歩道	山岳道路（ハイキング道路）、歩行者道等もっぱら自動車交通の用に供する改良計画のない道路で、道路管理者が独立した路線として認定した歩行者自転車専用道路をいう。道路法第 48 条の 13（自転車専用道路等の指定）資料編 p.68 に掲げられている各号のいずれかに該当するか、さく又は駒止等で構造的に遮断されているもので、一時的に自動車の交通を規制している場合は対象としない。

(2) 規格改良済・未改良

表 3-7 規格改良済の要件

区 分	要 件
昭和 34 年（1959 年）3 月 31 日以前に改築された道路	道路構造令細則案（内務省土木局昭和 10 年（1935 年）6 月土木会議決定）の規格に適合するもの
昭和 46 年（1971 年）3 月 31 日以前に改築された道路	旧道路構造令（昭和 33 年（1958 年）8 月 1 日政令第 244 号）の規格に適合するもの（同令第 34 条の特例により改築されたものも含む）
昭和 46 年（1971 年）4 月 1 日以降に改築された道路	現道路構造令（昭和 45 年（1970 年）10 月 29 日政令第 320 号）の規格に適合するもの（同令第 38 条の特例により改築されたものも含む）

3. 数値の計測

3-1 求積図の作成

道路台帳平面図から求積区間ごとに素図を作成し、道路の中心線や路面の種類、方位、縮尺、区間の起終点の地名地番、接続する他の路線名（都県道以上）等を追記する。構造物界及び道路区域の折れ点にチェック線を付す。チェック線に関する注意事項は以下のとおり。

- (1) チェック線は長さ 1mm、太さ 0.2mm とし、各種構造物の接線と直角になるよう記入する。
- (2) 折れ点のなす角度が 120 度以下のものについては、チェック線を付す必要はない。
- (3) 曲線を直線とみなせる長さは 1 m までとする。

測点番号は、求積区間ごとに右回りに一連番号を付す。なお、道路敷地構成図の実測座標による場合は、「道路敷地構成図による」と図中に注記する。実延長面積調書で把握する構造物の種類とコード番号は、次ページの図 3-7 による。

図 3-6 求積図の作成

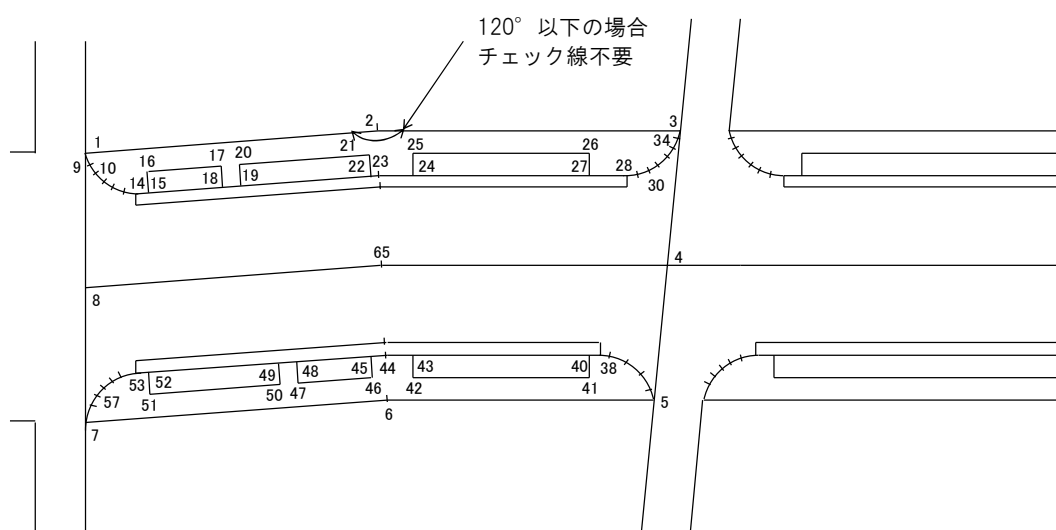
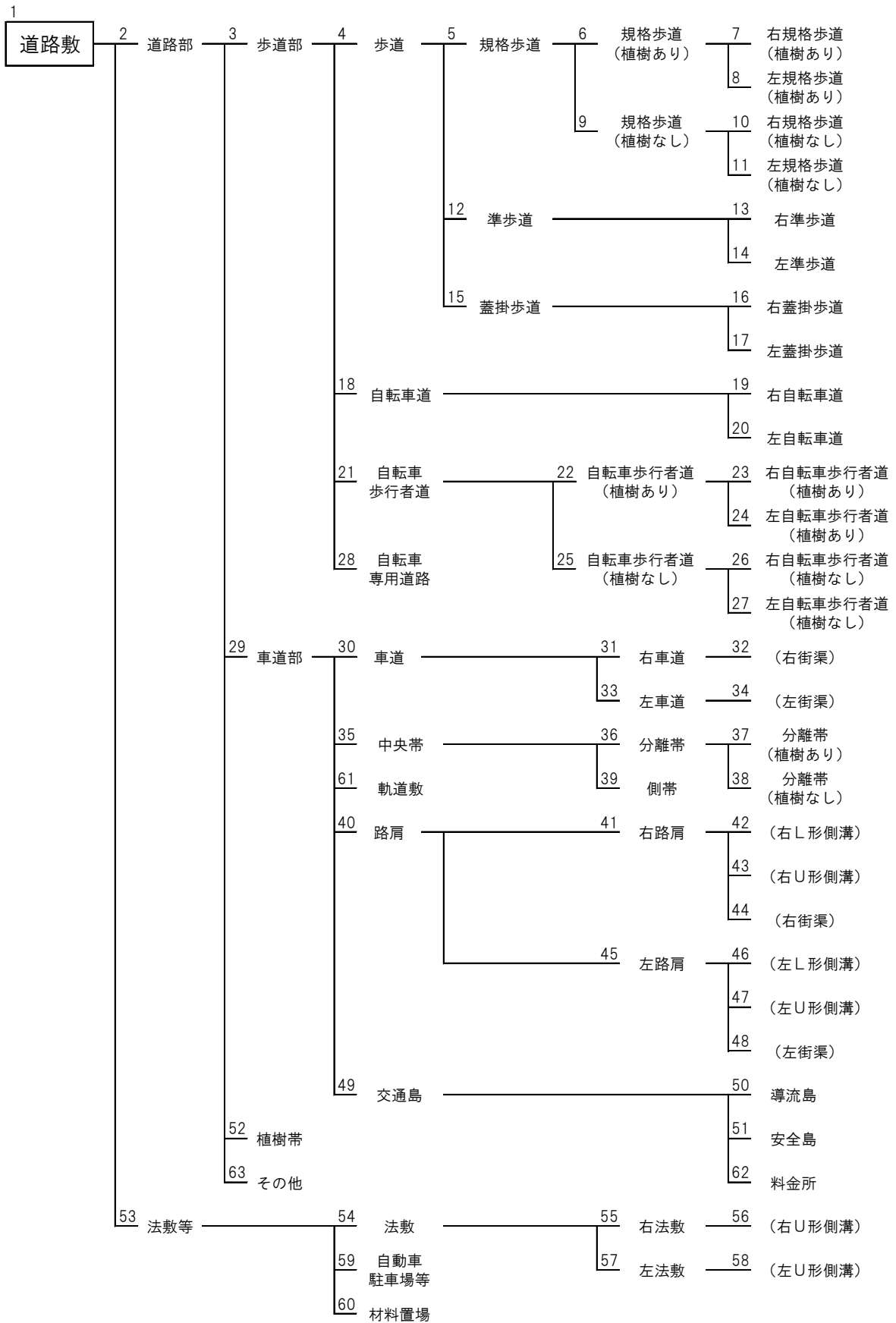


図 3-7 実延長面積調書における構造とコード




求積図には、図 3-8 に示す表及びその必要事項を記入する。

図 3-8 求積図に使用する表

図面番号				(道路の整理番号 路線名)	線
計画機関名		作業機関名		道路台帳求積図	
課長代理	監督員	照 合	計 算	縮尺 五百分之一	
				台帳平面図番号 ()	

求 積 表 (面積調書)					
区 間 番 号	名 称	記 号	面 積	路面の種類	敷地の帰属
	全 面 積				
	車 道			A	

延長、幅員、面積を測定、計算した後、求積区間の延長、X軸、Y軸の座標基線及び座標値等とともに必要事項を記入し、求積図を作成する。なお、重用区域は  で表示する。

【注】求積図は、道路台帳平面図の補正区間を含む求積区間全体について補正する。また、図上距離法（三斜法）により求積されている区間についても、図上座標法で補正する。

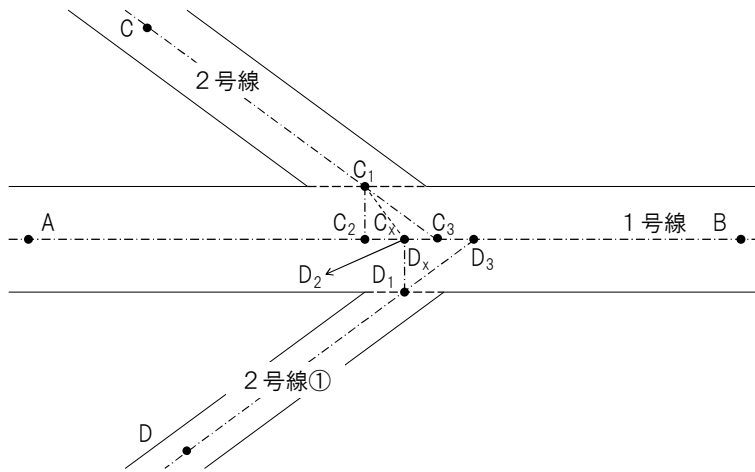
3-2 各種数値の測定方法

- (1) 道路の延長、幅員、面積その他の測定は、原則として実測座標値による。
- (2) 道路構造物の測定は、道路台帳調書上で分類する各構造について行う。
- (3) 歩道の測定は、ガードレール等の準歩道部も含む。
- (4) 座標値の読み取り精度は求積図（素図）上において±0.15mm以内とし、m単位で小数点以下2桁とする。
- (5) 面積は㎡単位で小数点以下2桁とする。（3桁以下は切捨てる。）
- (6) 各種延長は、道路の中心線の延長を用いる。
- (7) 各種幅員は、道路の中心線に対して直角に測定する。
- (8) 区間ごとに道路区域の全体面積の求積を行い、各構造の面積の合計との整合を確認する。

3-3 平面交差における道路中心線の設定

- (1) 道路が平面的に交差する場合の実延長面積は、上位路線に計上する。（上位路線に計上する実延長面積、下位路線に計上する重用延長は、道路区域決定（変更）及び供用開始の告示を原則とする。）
- (2) 中心線の測定は次ページの図 3-9 を原則とする。

図 3-9 平面交差の延長測定例

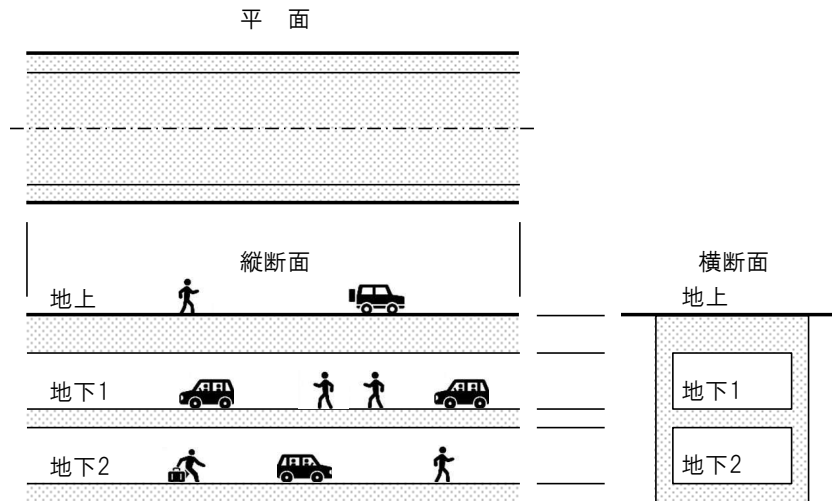


- ① 2号線の中心線が1号線に接する点 C_1 から、1号線の中心線 A-B に直角に下ろした点を C_2 、 $C-C_1$ を延長した線と A-B との交点を C_3 とする。
- ② 同様に、2号線①についても $D_1 \sim D_3$ を定める。
- ③ 2号線と1号線の中心線との交点 C_x は $C_1 \sim C_3$ 間、2号線①と1号線との交点 D_x は $D_1 \sim D_3$ 間の点とし、かつ $C_x = D_x$ となる点で決定する。
- ④ 本例においては、 $C_1 \sim D_2 (=C_x = D_x) \sim D_1$ が2号線の道路中心線（最短距離）になる。

3-4 平面交差等における延長・面積の計上

(1) 地下道の場合

図 3-10 地下道の例



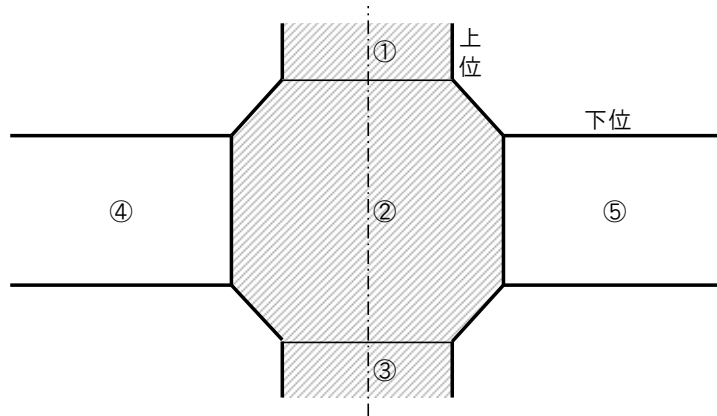
		地上	地下1	地下2
延長	実延長	○		
面積	実面積	○	○	○

「○」以外は測定しない

※ 地下部に歩道がある場合は、歩道延長を計上する。

(2) 平面交差の場合

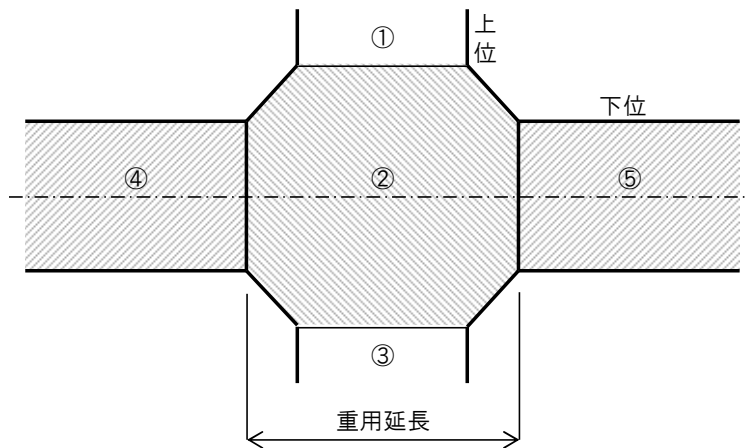
図 3-11 上位路線の場合の例



		①	②	③	④	⑤
延長	実延長	○	○	○		
	重用延長					
面積	実面積	○	○	○		

「○」以外は測定しない

図 3-12 下位路線の場合の例



		①	②	③	④	⑤
延長	実延長				○	○
	重用延長		○			
面積	実面積				○	○

「○」以外は測定しない

(3) 立体交差の場合

図 3-13 上位路線の場合の例

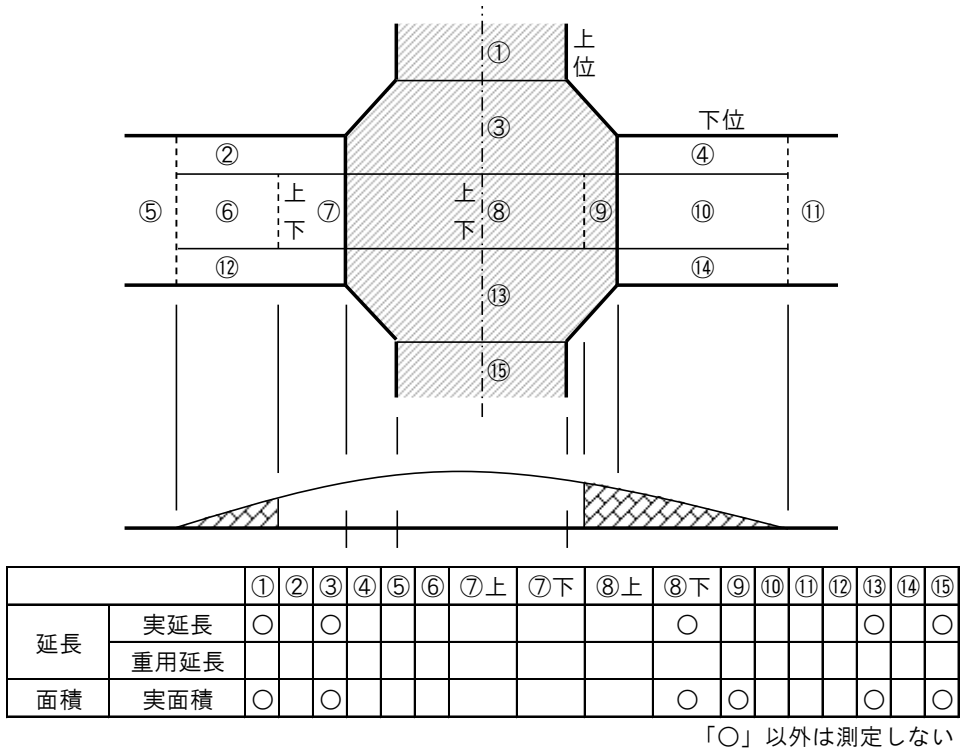
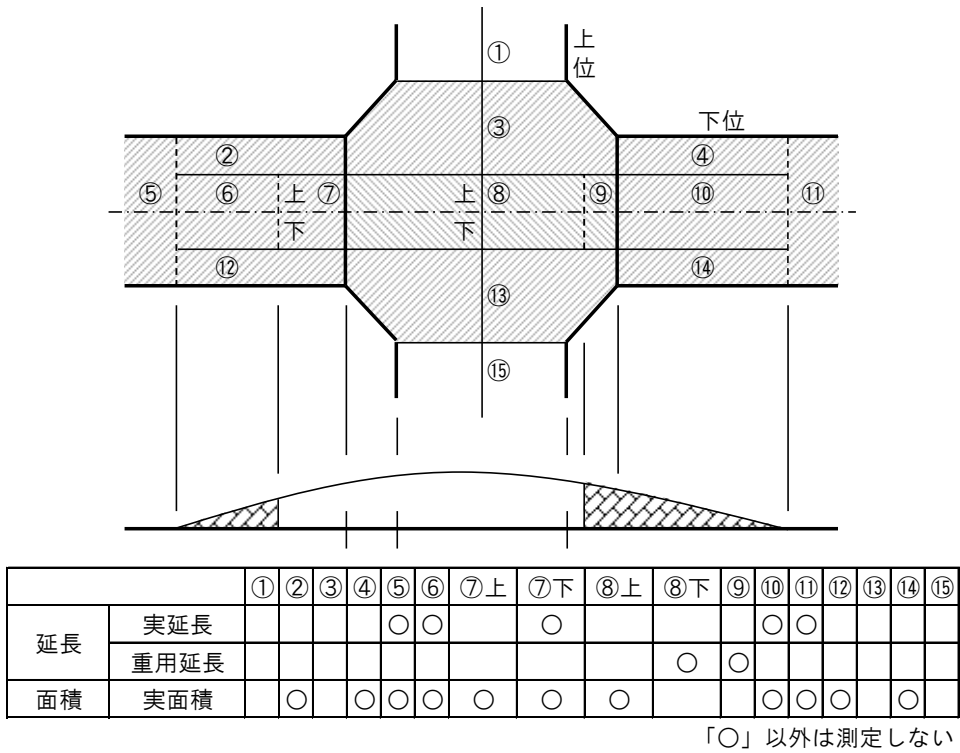


図 3-14 下位路線の場合の例



4. 実延長面積調書の作成

- (1) 調書はアクセスデータベース（道路台帳調書ツール）上で作成（補正）し、補正済みのアクセスデータベース及び出力したもの（A3判カラー）を成果品とする。
- (2) 実延長面積調書は路線ごとに1冊ずつ調製する。
- (3) 調書の製本順序は以下による。

表 3-5 実延長面積調書の製本順序

番号	名 称
1	CD（道路台帳調書ツール及び求積図 PDF を格納）
2	求積原図番号及び求積区間番号の索引図（道路台帳索引図等利用）
3	路線の総合計
4	道路の総合計
5	トンネルの総合計
6	橋の総合計
7	起点側から終点側に向けて区市町村別に次のものを綴り込む。
	① 路線の合計 <small>資料編 p.105</small>
	② 道路の合計 <small>資料編 p.109</small>
	③ トンネルの合計
	④ 橋の合計 <small>資料編 p.109</small>
8	求積区間別調書（求積区間番号順） <small>資料編 p.111</small>
9	求積図（白焼、求積原図番号順に折込み） <small>資料編 p.103</small>

- (4) 調書に記載する数量は、m単位小数点以下2桁（3桁以下切捨て）とする。
- (5) 重用区間は赤色で記入し、上位路線名を備考欄へ赤書きする。
- (6) 記載事項は、p.16「第2章第1節 道路台帳の構成内容」及び資料編を参照のこと。

5. 歩道幅員別調書の作成

- (1) 調書はアクセスデータベース（道路台帳調書ツール）上で作成（補正）し、アクセスデータベース及び出力したもの（A3判カラー）を成果品とする。
- (2) 歩道幅員別調書は路線ごとに、実延長面積調書と同一のファイルに綴り込む。
- (3) 調書の製本順序は以下による。

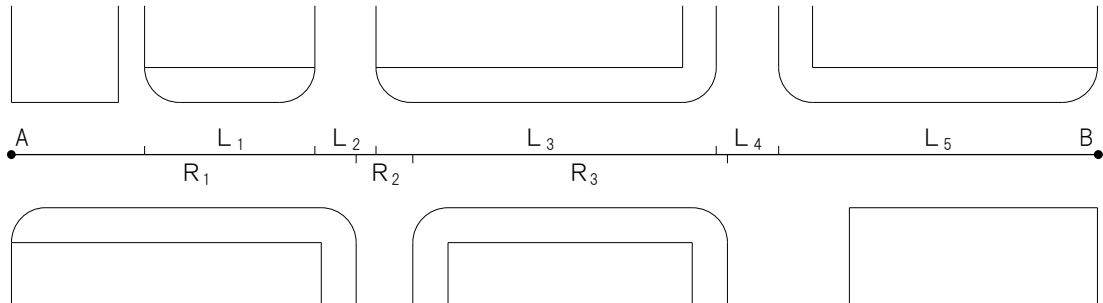
表 3-6 歩道幅員別調書の製本順序

番号	名 称
1	路線の総括 <small>資料編 p.113</small>
2	歩道等種別の計 <small>資料編 p.115</small>
3	歩道等種別及び図面番号（求積図）ごとの内訳 <small>資料編 p.115</small>

- (4) 記載事項は、p.16「第2章第1節 道路台帳の構成内容」及び資料編を参照のこと。

(5) 歩道の延長の測定方法は以下のとおり。

図 3-15 歩道の延長の測定

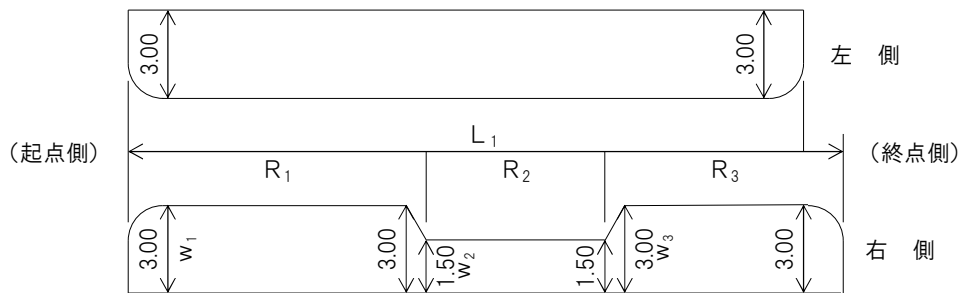


歩道設置延長 A～B

左歩道延長 $\Sigma L = L_1 + L_2 + L_3 + L_4 + L_5$

右歩道延長 $\Sigma R = R_1 + R_2 + R_3$

(注) 左右の歩道延長は中心線に投影した延長とする。



(5) 植樹施設の区分及び延長は以下のとおり。

図 3-16 植樹施設の区分 (1/2)

【列状】

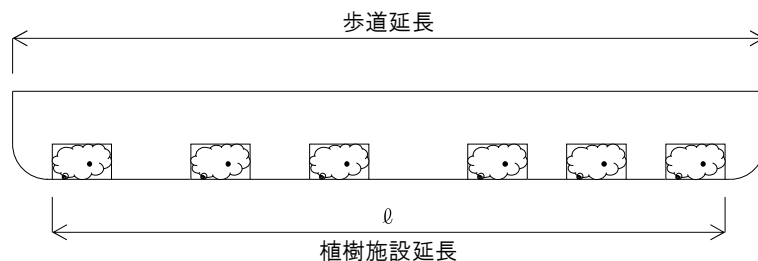
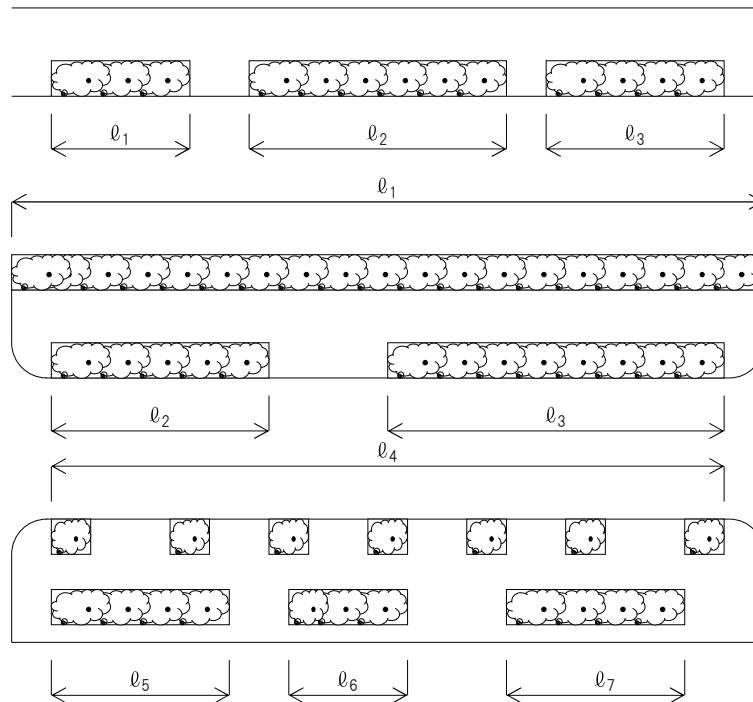


図 3-16 植樹施設の区分 (2/2)

【帯状】



この場合の処理方法 列状 = l_4
 帯状 = $l_1 + l_2 + l_3 + l_5 + l_6 + l_7$
 帯状、列状が併設の場合は帯状に準じて整理する

6. 法定調書について

法定調書の作成は、道路法施行規則様式第四（第4条の2関係）^{資料編 p.73}及び「道路法施行規則の改正について」（建設省道路局長通達）^{資料編 p.78}による。なお、本通達において「調書の規格は、道路管理者において適宜定めて差し支えないこと。」とされている。

7. 成果品

表 3-7 道路台帳調書の作成（補正）の成果品

番号	成果品	仕様等
1	求積図	白焼及び PDF
2	実延長面積調書	アクセスデータ（道路台帳調書ツール）及び白焼（A3判）
3	歩道幅員別調書	アクセスデータ（道路台帳調書ツール）及び白焼（A3判）
4	道路現況調査表	
5	道路施設現況台帳	

第3節 縦断測量

縦断勾配5%以上の箇所、その他特に必要な箇所について実施する。作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「縦断測量」による。成果品は以下のとおり。

表 3-8 縦断測量の成果品

番号	成果品	仕様等
1	観測簿	
2	成果表	
3	道路台帳縦断面図	白焼（A3 判横置き）及び PDF データ

第 4 節 横断測量

立体交差箇所等、横断面の把握が必要な箇所について実施する。作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「横断測量」による。成果品は以下のとおり。

表 3-9 横断測量の成果品

番号	成果品	仕様等
1	観測簿	
2	成果表	
3	道路台帳横断面図	白焼（A3 判）及び PDF データ

第4章 地下埋設物台帳平面図及び調書の作成・補正

第1節 地下埋設物台帳平面図及び調書の作成・補正

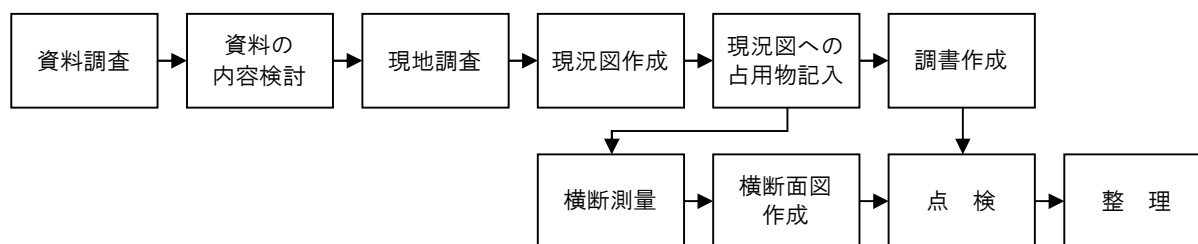
1. 概説

地下埋設物台帳平面図及び調書は、占用物件等の埋設物を総括的に把握し、埋設物に係わる事故の防止や占用関係事務の円滑化のため行う。埋設物の新設、入替、撤去等あった場合はこれを補正する。

地下埋設物台帳の調製、補正にあたっては、事前に各占用者に対してしゅん功図の作成、提出を求めている。しゅん功図の内容や作成方法については、「地下埋設物に係るしゅん功図等の作成要領」（道路管理部）において一定の様式を定めている。

作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「地下埋設物台帳平面図の作成」、「地下埋設物台帳調書の作成」及び「地下埋設物台帳平面図及び調書の補正」による。

図 4-1 地下埋設物台帳平面図及び調書作成のフロー



補正の際も、このフローに準じて行う。

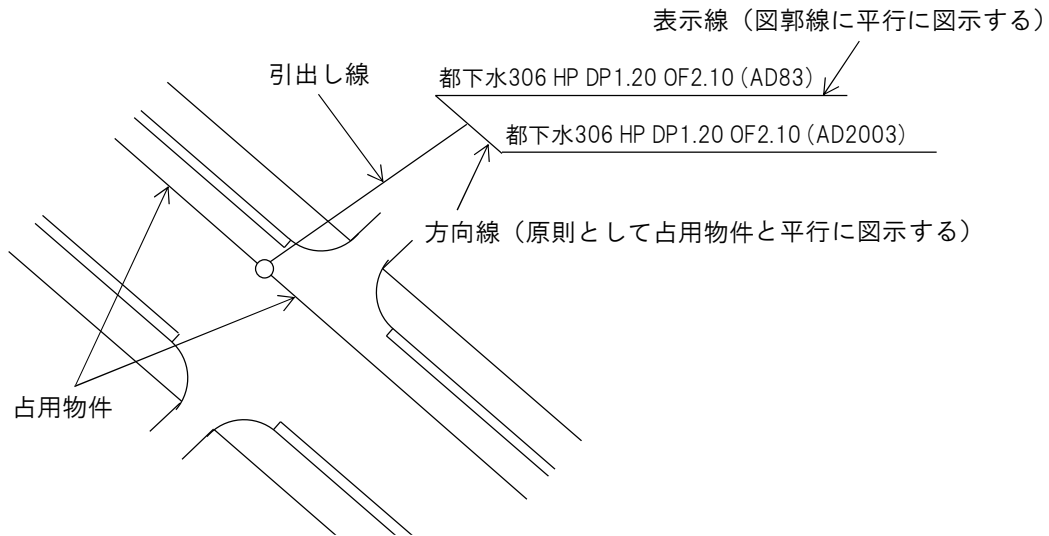
2. 占用物件等の記載

記載する占用物件等は、下表 4-1 による。下水道の取付管及び外径 80mm 未満の供給管は、車道横断管以外記載しない。平面図に記入する際の旗上げは、次ページの図 4-2 のとおりとする。

表 4-1 地下埋設物台帳に記載する占用物件等

	車道		歩道	
	縦断	横断	縦断	横断
本管・支管・露出物等	○	○	○	○
通信ケーブル等重要物件	○	○	○	○
供給管（外径 80mm 以上）	○	○	○	○
供給管（外径 80mm 未満）		○		
下水道取付管		○		
地下鉄・歩行者地下道等	○	○	○	○
残置管類・残置仮設物等	○	○	○	○

図 4-2 旗上げの記載方法



※ 下水道等の更生工事を行った箇所については、その埋設年次を並列して記載する。

3. 地下埋設物横断測量

埋設物が輻輳している等必要な箇所については、地下埋設物横断測量を行う。横断面図は縮尺 1/100 とし、路線の起点から終点に向かって図化する。横断面図用紙は A3 判を原則とするが、道路幅員によりやむを得ない場合は横長の用紙を使用する。

横断測量箇所は、地下埋設物台帳平面図上に、起点から終点に向かって左側区域線の外から右側区域線の外に矢印をつけて記入する。同一平面図で複数の横断測量箇所がある場合は、上位路線から、また同一路線では起点側から (1)、(2) のように番号を赤書きで左側区域線の道路外に記入する。

4. 調書の作成

地下埋設物台帳調書は、区市町村別に 1 冊を作成する。総計は占用者毎とし、内訳には路線別、外径別等のしゅん功図等から測定した数値を記載する。

5. 成果品

表 4-2 地下埋設物台帳平面図及び調書作成（補正）の成果品

番号	成果品	仕様等
1	地下埋設物台帳平面図	CAD 及び PDF データ（正・副）、1 図郭 1CD ※副は本庁送付用
2	同上出力図	白焼（カラー、76cm×109cm）2 部
3	地下埋設物横断面図	白焼（カラー、A3 判）及び PDF データ
4	地下埋設物台帳調書	（A3 判）

【注】 しゅん功図及び管理図の写しは年度別、占用者別に整理し、関係資料としてまとめて保管する。保管する期間は 3 年を原則とする。

第2節 試験掘成果による図化作業

試験掘で得た成果を保存することにより、地下埋設物の位置をより正確に把握する。作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「試験掘成果による図化作業」による。

各占有者から試験掘資料の提出を受け、地下埋設台帳平面図に試験掘箇所を記入する。提出された資料は取り纏め、年度別の整理番号を付して保存する。

第3節 残置物件に係るしゅん功図及び調書の作成

地下埋設物のうち、占有物件としての機能を有さない残置管類や、占有工事による残置仮設物の正確な位置を把握することにより、事故防止に寄与する。資料の作成は、「地下埋設物に係わるしゅん功図等の作成要領」（道路管理部）による。

地下埋設物台帳平面図への記入は、残置管類は「道路台帳一般図式及び凡例」によるほか、残置仮設物はその平面形状の概略を記入する。道路管理者工事による残置仮設物等についても、同様に平面図に記入する。

第5章 道路敷地構成図の作成・補正

第1節 道路敷地構成図の作成・補正

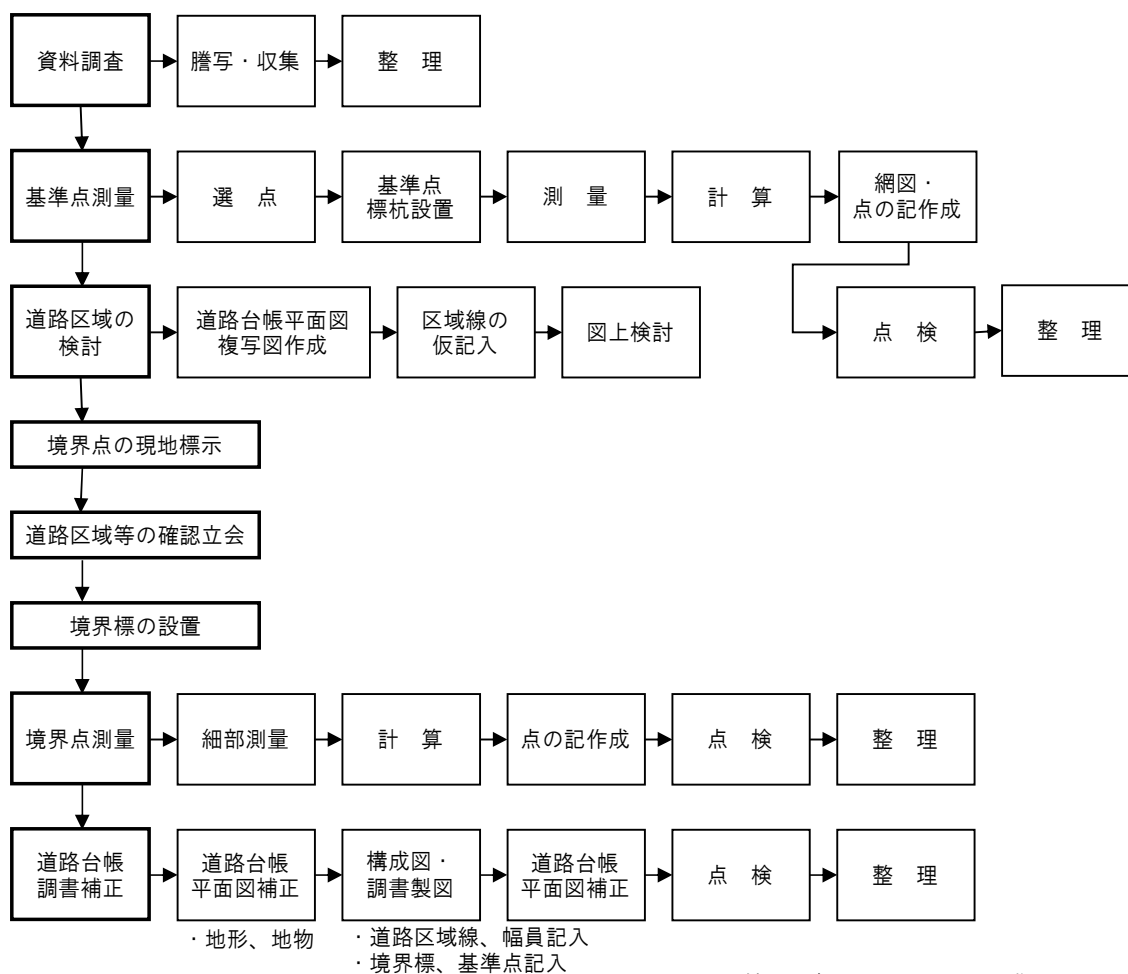
1. 概説

道路区域を明確にするとともに、道路敷地の構成を地番別、所有者別に調査し、その実態を的確に把握するため、平面図及び調書を作成する。また、現地においては、所定の位置に境界標を設置し、実測による座標値（公共座標）を与え、道路区域を明確にし、道路管理の円滑化を図る。

道路区域の変更（告示）や道路形態の変化、測量基準の変更等あった場合は、道路敷地構成図及び調書の補正を行う。境界確認、確定や道路区域標示等を行った際に修正が必要となった箇所は、図面や調書に鉛筆等でその旨を記載し、直近の補正時にあわせて補正する。

作業方法等詳細は、測量委託標準仕様書の「道路敷地構成図の作成」による。

図 5-1 道路敷地構成図及び調書作成のフロー



道路敷地構成図の整備により期待される効果は、以下のとおりである。

- (1) 道路の維持管理事務の円滑化
 - ① 道路敷地の適正管理（敷地民有地、分筆、地図訂正、譲与手続、境界確定・確認等）
 - ② 道路区域の明確化による維持補修工事、土地の有効利用、不法占拠等への対応
- (2) 道路の事業施行の推進
 - ① 道路の拡幅事業等における境界確認事務等
 - ② 用地測量に際した道路及び道路に接する敷地の把握
- (3) 沿道関係者への対応
 - ① 境界に係る侵害行為等の解消
 - ② 沿道関係者からの要請への対応（財産保全、土地利用計画等）

2. 関係資料の調査収集

2-1 調査収集を行う資料

道路内の敷地構成の把握や、道路区域を明確にするための重要な初期作業が関係資料の調査収集である。道路関係の資料は、道路の成り立ちや条件等によって種類、精度、保管場所が異なるため、どのような事業で整備され、現状に至ったのかを考慮する必要がある。

主な経緯として、「新設、改築等」「土地区画整理、耕地整理、土地改良事業」「寄付」「埋立事業」「公共住宅建設、宅地造成事業」「再開発事業」「河川等の管理通路」「格上げ、格下げ」が挙げられる。調査する必要がある資料は、大きく分けて以下のとおりである。

- (1) 路線の認定、区域決定、変更（編入、廃止）、供用開始の告示関係
- (2) 新、旧道路台帳平面図関係の図面、調書
- (3) 道路区域の標示、証明関係の資料
- (4) 公共用地境界確認、確定関係の資料
- (5) 登記所の地図（公図）及び土地登記簿、旧公図、旧土地台帳、閉鎖登記簿

代表的な資料の内容、運用、留意事項及び閲覧方法等は、p. 55「資料1 主な資料の種類と保管場所」を参照のこと。

2-2 収集資料の整理

- (1) 調査収集した資料は、整理番号をつけ索引を作成する。
- (2) 資料の位置は、地図写し連続図等に整理番号で記入する。

3. 道路区域の検討

3-1 現地調査

- (1) 道路幅員及び辺長（回り間）等の事前調査
 - ① 区域決定等の公示（丈量図）について、素図（道路台帳平面図複写図）上で検討を行う。

② 丈量図がない場合は、「3-2 丈量図等の資料がない場合の検討」による。

(2) 境界標の調査

当該道路に設置されている境界標について調査し、土地境界図、道路区域証明等と比較検討のうえ素図に記入する。

(3) 収集した資料と現地との比較

現地踏査は、道路区域を検討した素図及び収集した資料により、現況の道路線との整合性に関し、入念に行う。

3-2 丈量図等の資料がない場合の検討

旧道路法施行以来区域決定（変更）の告示がない路線は、精度の高い実測図等が少ない。地図（公図）と土地登記簿程度しかない場合は、以下を考慮し検討を進める。

- (1) 旧道路台帳平面図、青図等の調査を行う。
- (2) 当該道路が何m（何間）の幅員で計画されたかの調査を行う。
- (3) 地図（公図）の精度、面積の伸び縮み等を考慮しながら、道路敷地と隣接地との位置関係を素図上で調査検討する。地図（公図）上の道路幅員、曲り点、辺長等の読取値を参考にして、現状との差を考慮する。
- (4) 土地登記面積（公簿）による比較検討を行う。

用地取得後の面積計算の精度が低ければ現況との差が大きく、また全筆買収や分筆の方法（逆分筆、公図求積等）により公簿面積と取得面積との差が大きな場合があるので、面積だけでなく上記の(1)～(4)も十分考慮の上、道路区域を検討する。

3-3 道路区域の検討

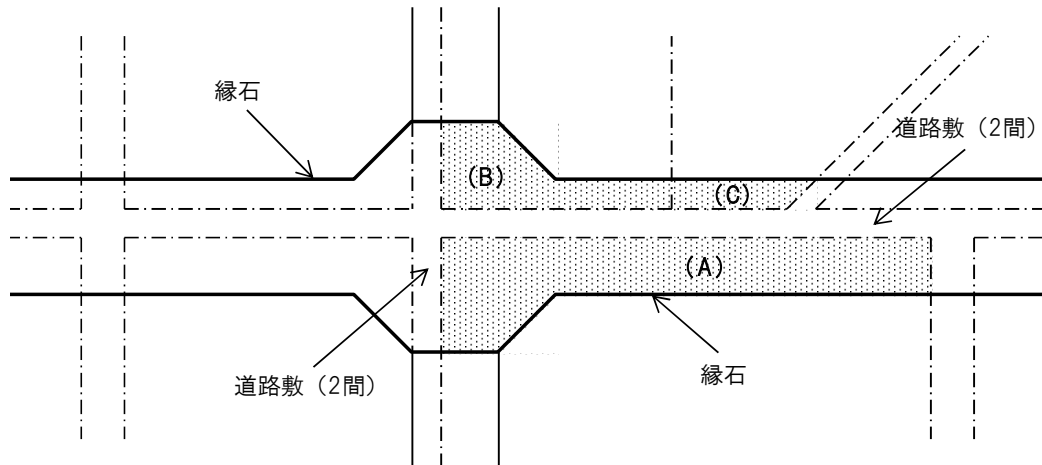
- (1) 資料により復元した道路の境界点と、境界標や道路構造物（縁石、側溝）等を現地で測量し、実測座標を与え、道路幅員、辺長等を算出し、各種資料との比較再検討を行う。
- (2) 以上の結果により道路区域線を検討し、素図に仮記入する。その際、下表 5-1 のとおり色分けをする。
- (3) 道路区域線の位置の決定は、受託者と打合せを綿密にした上で都担当者が行う。

表 5-1 道路区域検討線の色分け

検討線の種類	色別
区域決定（変更）及び供用開始等に伴う区域線	橙色系
丈量図検討の区域線	青色系
公共用地境界図・土地境界図並びに土地区画整理換地確定図	赤色系
地図（公図）検討の区域線	黒色系

【例】地図（公図）、土地登記簿等しかない場合の対応

道路敷地に(A)～(C)の土地及び無地番地（幅員2間）がある。まず地図上に道路の位置を判断した上で、道路台帳平面図複写図上に記入する。現況の道路構造物（この場合は縁石）を仮の道路区域とし、まず(A)～(C)の公簿面積が確保できるか図上で検討する。この場合、無地番地の幅員は必ず確保する。(A)～(C)それぞれの図上測定面積と公簿面積がほぼ等しいときは、現在の縁石の位置が概ね道路の境界と考えられるが、その道路が何m（何間）の幅員で築造されたかも調査し、道路区域を判定する。



3-4 道路区域等の確認立会

- (1) 検討した道路区域の現地確認を行い、境界標設置予定箇所に仮境界点を赤鉛筆等で標示する。
- (2) 都担当者と受託者は隣接土地所有者と現地立会いを行い、道路区域確認書を受領する。立会いは、下記条件の場合に行う。なお、境界標や道路構造物が道路区域と一致する際は、境界確定や区域証明、用地測量、換地確定等時点と土地所有者が異なっても、立会い不要とする。
 - ① 現地の境界標と、境界確認、確定、区域証明、用地測量、換地確定等の成果（道路幅員、辺長等）とが合致しない場合
 - ② 整合性が取れている場合であっても、境界標がない場合
 - ③ 道路区域線のとおり、構造物（縁石、L形、U形側溝等）が施工されていない場合
 - ④ その他必要な場合（本測量により新たに境界標を設置する場合や道路に供されている土地が未分筆で一筆測量を行う場合等）
- (3) 未分筆地（敷地民有地等）は、原則として道路に隣接する土地との境界確認を併せて行い、土地現地調査書（東京都、東京法務局確認様式）を作成する。

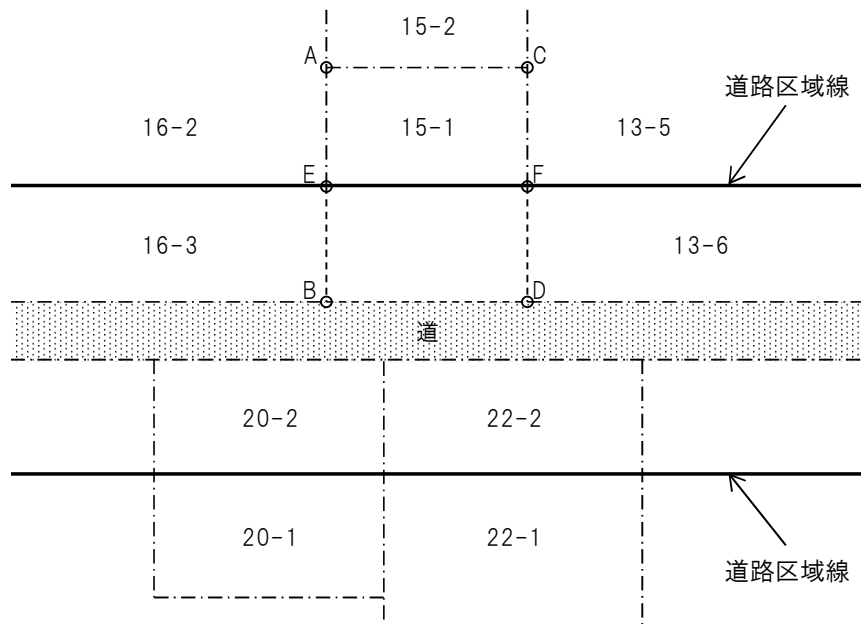
作成は立会い完了時に一筆毎を原則とするが、記入できる範囲で数筆をまとめることもできる。備考欄には付近の平面図（原則として縮尺250分の1）等を事前に作成し、確認した境界点及び境界点の種類、点の記等を記入の上、土地所有者が署名（自署）捺印したものを受領する。備考欄に平面図等が収まらない場合は、調査書に平面図等を添付し、立会者の契印をする。担当者欄は立会確認した都担当者とする。

- (4) 立会い未了となった箇所を経緯等については、区域予定線図や立会依頼一覧等に記録する。
- (5) 立会依頼書は、建設事務所又は関係機関から郵送もしくは受託者が関係人に直接届けることとする。また、少なくとも立会期日の10日前までに関係人に届くようにする。

【例】敷地民有地の対応

15番1が未分筆の敷地民有地で民民境界の確認を行う場合は、境界点A～Bの隣接地16番2、16番3、及び境界点C～Dの隣接地13番5、13番6、並びに境界点A～Cの隣接の15番2の隣接土地所有者と現地立会いを行い、土地境界確認書に、署名捺印したものを受領する。なお、必要な場合はB～Dの境界確認も併せて行う。

以上の作業と同時に、道路区域線E～Fも確認し、敷地民有地（E～B～D～F）の面積計算を実測座標値に基づき行い、その成果を未分筆調書及び敷地構成所有者別調書に記入する。



4. 境界点測量

- (1) 確認された道路区域には、原則として鉄筋コンクリート境界標杭（現場条件により道路境界鋸、刻印等）を設置する。境界標の設置は変化点（公道との交会点及び屈曲点）は全箇所、直線部分は原則として40m程度の間隔とする。
- (2) 境界点（標）の点間距離と道路区域幅員を、mm単位まで直接測定する。座標計算で求めた値と直接測定値が1cm以上の差を生じた場合は、再測量を行う。
- (3) 境界点に設置した境界標に付す境界点番号の略称は次ページの表5-2のとおりとし、起点側から右回りの連番を付す。

表 5-2 境界標番号の略称

略称	種類	略称	種類	略称	種類
都	都石標	民	民間石標、金属標	計	計算点
区	区石標	鋳	鋳類	国	国交省、旧建設省石標
市	市石標	刻	刻印	財	財務省（※）
町	町石標	金	金属鋳（国交省、都、区 市町村）		
村	村石標				

※）国等の石標類のうち国土交通省（旧建設省）以外は、その省庁の一文字を付す

5. 基準点・境界点の写真撮影

- (1) 基準点及び境界点は、出来形写真を全箇所撮影する。また、それぞれ 20 箇所につき 1 箇所の割合で設置状況写真を撮影する。
- (2) 写真撮影にあたっては、右図 5-2 のような黒板に必要事項を記入し、基準点、境界点と同一の写真に写し込む。
- (3) 出来形写真は点の記に添付する。

図 5-2 黒板記入事項

委託件名	
基準点番号	
境界点	
場 所	区 丁目 番地先 市
撮影年月日	年 月 日

注）写真は、記入事項が読み取れるよう配慮する。

6. 図化作業

- (1) 「測量委託標準仕様書」及び「道路台帳一般図式及び凡例」により作成する。
- (2) 道路区域幅員の記入箇所は、p. 27 「第 3 章第 4 節 4. 道路幅員の記入」による。

7. 調書の作成

7-1 概説

図化作業終了後、余白となる部分に調書を記入する。調書が余白に収まらない場合は、新たなレイヤーに記入する。書式や記載例については、「道路台帳一般図式及び凡例」を参照のこと。

7-2 敷地構成所有者別調書

都道を構成している敷地（土地）について、筆ごとに登記事項等に基づき記入する。

- (1) 地番及び地目は、土地登記簿の表題部から転記する。
- (2) 国公民の別は、国有地、公有地、民有地のいずれかを記入する。国有地は、各省庁、機構等の国の機関、公有地は、都道府県、区市町村等の自治体等の地方機関、民有地はその他の個人、法人等の所有する土地とする。
- (3) 公簿面積は、分筆済みの場合は表題部の面積とする。
- (4) 実測面積は、丈量図等土地の実測図による面積を、 m^2 単位小数点以下 2 桁まで記入する。
 - ① 無番公共用地は、「都有地 1」等の番号を付け図上求積し記入する。
 - ② 未分筆地は、原則として一筆測量し、地番の欄には「〇〇の内」と表示する。未分筆調

書の面積を公簿面積、実測面積欄に記入し、取得原因欄下段に表題部の面積を記入する。

- ③ 地番が敷地構成図 2 枚に跨る場合は、前図、後図とも地番の左欄外に※印を記入し、前図で面積を集計する。後図では面積欄に () 書をし、集計から除外する。
- ④ 地番が他の道路に跨る場合や測量が 2 年度に跨る場合は、「〇〇の内」と表示し、該当部分の求積値を公簿及び実測面積欄に、また取得原因欄下段に表題部の面積を記入する。
- (5) 取得原因は、買収、寄付、譲与、貸付、無償使用等の権原取得の原因を記入する。
- (6) 上位路線との重用区間は、上位路線分として別の敷地構成所有者別調書を作成する。

【注】丈量図等の実測図がなく地図（公図）等で判定した場合、図上求積と公簿面積との差がほとんどなければ実測面積欄には公簿面積を、大きな差があれば図上求積の面積（㎡単位まで）を記入する。

面積の差は、用地取得の際、面積測定の方法により異なるので、取得の年代、当時の面積測定の方法等を考慮し判定する。なお、比較は数値の差ではなく百分率で行う。

※ 100 ㎡と 101 ㎡（1%）：ほとんど差がない

2 ㎡と 3 ㎡（50%）：大きな差がある

7-3 境界標調書

境界点の実測座標値の把握と、道路区域面積の算出を目的とし作成する。

- (1) 面積計算において別図郭の境界標を使用した際は、標杭番号の左欄外に※印を記入する。
- (2) 小計欄には、この調書における道路区域の面積を記入する。面積はm単位、小数点以下2桁（3桁以下切捨て）とし、カッコ内に面積測定の起点側及び終点側の標杭番号を記入する。
- (3) 上位路線との重用区間は、上位路線分として別の境界標調書を作成する。
- (4) 表の右肩に、「日本測地系」「世界測地系（測地成果 2000）」「世界測地系（測地成果 2011）」等測量成果の種類を記入する。

7-4 未分筆調書

道路敷地が道路区域内外で未分筆の場合に、該当する筆ごとに作成する。

- (1) 原則として、一筆測量で得た成果を記入する。
- (2) 表の右肩に、「日本測地系」「世界測地系（測地成果 2000）」「世界測地系（測地成果 2011）」等測量成果の種類を記入する。

7-5 基準点成果表

基準点成果表は、境界点測量に用いたすべての基準点について作成する。

- (1) 表の右肩に、「日本測地系」「世界測地系（測地成果 2000）」「世界測地系（測地成果 2011）」等測量成果の種類を記入する。

8. 成果品

表 5-3 道路敷地構成図作成・補正の成果品

番号	成果品	仕様等
1	道路敷地構成図	CAD 及び PDF データ（正・副）、1 図郭 1CD ※副は本庁送付用
2	同上出力図	ポリエステルフィルム 300 番以上（両面マット・オルトブラウン裏焼、76cm×109cm）及び白焼（カラー、76cm×109cm）
3	成果表（基準点、境界点）	（原本及び写し）
4	基準点網図	図郭線、図郭番号記入（原本及び写し）
5	観測手簿（基準点、境界点）	（原本及び写し）
6	計算簿（基準点、境界点）	（原本及び写し）
7	点の記（基準点、境界点）	写真添付（原本及び写し）
8	建標承諾書（基準点）	（必要な場合）
9	精度管理表（基準点、境界点）	（原本及び写し）
10	点検測量簿（基準点）	基準点
11	測量標の地上写真	基準点、境界点
12	基準点異常報告書	（必要な場合）
13	資料整理簿	
14	確認書	
15	道路台帳平面図	CAD 及び PDF データ（正・副）、「1」と同一の CD に格納
16	同上出力図	ポリエステルフィルム 300 番以上（片面マット、76cm×109cm）及び白焼（カラー、76cm×109cm）
17	実延長面積調書	アクセスデータ及び出力したもの（A3 判）
18	歩道幅員別調書	アクセスデータ及び出力したもの（A3 判）
19	都道幅員管理図（出力図）	白焼（縮尺 1:1000、A2 判） ※本庁送付用

第 2 節 道路区域調査図からの道路敷地構成図作成

1. 概説

道路区域調査図は、平成 10～15 年度（1998～2003 年度）に「道路敷地調査測量（主張線方式）」として調製したもので、道路区域の明確化を優先するため、道路敷地調査測量のうち隣地土地所有者との立会い確認や境界杭の設置等を省略したものである。

このため、最終的には補充測量を行い、道路敷地構成図として調製する必要がある。

2. 道路区域調査図作成の概要

2-1 作業

- (1) 関係資料の調査収集
- (2) 基準点標設置及び基準点測量
- (3) 素図作成
- (4) 道路区域の検討
- (5) 基準点、境界確定・確認点、道路区域標示点及び境界計算点、点の記用写真撮影

(6) 道路区域調査図及び調書の作成

(7) 道路台帳平面図及び調書の補正

2-2 成果品

表 5-4 道路区域調査図作成の成果品

番号	成果品	仕様等
1	道路区域調査図	縮尺 1:500 ポリエステルフィルム 500 番 (両面・グリーン色裏焼)
2	同上アパーチュアカード	縮率 1:30
3	同上縮図	縮尺 1:1,000 ポリエステルフィルム 300 番以上 (両面・裏焼)
4	同上区域調査図陽画焼	縮尺 1:500
5	同上区域調査図縮図陽画焼	縮尺 1:1,000
6	成果表	基準点、確定・確認点、区域標示点、境界計算点 (原本及び写し)
7	基準点網図	縮尺 1:2,500 ポリエステルフィルム 200 番以上 (片面マット) 図郭線、図郭番号記入
8	同上陽画焼	
9	観測手簿	基準点、境界点
10	観測記簿	基準点
11	計算簿	基準点、境界点 (原本及び写し)
12	点の記	基準点、境界点 (原本及び写し、写真添付)
13	建標承諾書	基準点 (必要な場合)
14	精度管理表	基準点、境界点
15	点検測量簿	基準点
16	測量標の地上写真	基準点、境界点 (点の記に添付)
17	基準点異常報告書	(必要な場合)
18	整理簿	資料及び確認書等
19	道路台帳平面図	縮尺 1:500 ポリエステルフィルム 500 番 (片面マット)、アル ミケント紙 76 cm×109 cm
20	同上写図	縮尺 1:500 第二原図
21	同上アパーチュアカード	縮率 1:30
22	同上縮図	縮尺 1:1,000 ポリエステルフィルム 300 番以上 (両面・裏焼)
23	道路台帳平面図陽画焼	縮尺 1:500 (必要な場合)
24	道路台帳平面図縮図陽画焼	縮尺 1:1,000 (必要な場合)
25	都道幅員管理図原図	(必要な場合)
26	同上陽画焼	(必要な場合)

3. 道路区域調査図からの道路敷地構成図作成

道路区域調査図調製から時間が経過し、測量の基準等 (世界測地系等) も変更されているため、道路区域調査図を関係資料のひとつと捉え、道路敷地調査測量と同様の作業を実施することを基本とする。(p. 44「第 1 節 道路敷地構成図の作成・補正」参照)

成果品は、道路敷地調査測量の成果品のうち必要なものを作成する。